大日本蠶絲會報

第七拾號

明治三十一年四月

目次

●論說
●蠶兒の第一第二組間に於ける組管の分布　農學士　石渡繁胤
●蠶業上の所感　角田喜右作

●寄書
●養蠶の教授に就て　池田幸之助
●養蠶論　須藤龜吉
●秋蠶種新製造場　田村多門
●蠶兒の絲繭調査表に就て　中安榮之助

●問答
●桑樹の件に就き質問並に答●桑園開起法に就き質問並に答●桑園の畝巾に就き質問並に答●養蠶適度に就き質問並に答●養蠶中の氣溫に就き質問並に答●夏秋蠶に就き質問並に答●蠶種製造に就き質問並に答●蠶兒の飼育に就き質問並に答●蠶兒の蠶座に就き質問並に答●蠶兒の蠶室に就き質問並に答●蠶兒の蠶具に就き質問並に答●蠶種の檢査及び黴粒子に就き質問並に答●蠶種の檢査及び黴粒子に就き質問並に答●蠶種製造に就き質問並に答●蠶種の部及び青繭

大日本蠶絲會職員

●幹事長　農學士　岡本金一郎
●幹事　農學士　練木信章　農學士　紫藤貞次郎　農學士　本多岩次郎　農學士　高橋喜三郎

●評議員　農學士　石渡繁胤　農學士　星野長太郎　農學士　小畑岩次郎　農學士　大本喜次郎　農學士　高木忠二郎　農學士　練木三郎　理學博士　佐々木喜三郎　農學士　紫藤國太郎　農學士　田中章　農學士　芳賀權四郎　農學士　下伊左衛門　農學士　針塚長太郎　農學士　高橋重兵衛　農學士　辻本信貞　農學士　中村畑瓦半左衛太郎　農學士　浦部太郎　農學士　松田菊次郎　農學士　松町永田昌作　農學士　足立元伍郎

●技藝委員　農學士　鈴木武太郎　農學士　平野正容　毛呂師應　農學士　今西直次郎　農學士　伊藤小左衛門　農學士　市川延次郎　農學士　八橋本重兵衛　農學士　田中達也　農學士　渡部雄　農學士　大林正太郎　農學士　堀本星多野岩長太郎　農學士　菅野平右衛門　農學士　横井時敬　農學士　高木信三郎　農學士　田原休三之丞　農學士　松永喜伍作　農學士　練木伍三郎　農學士　町田菊次郎　農學士　船津傳次郎　農學士　藤本善右衛門　農學士　青木菊次郎　理學博士　佐々木忠二郎　農學士　澤山野清淳　農學士　今泉直左衛門　農學士　芝田伊左衛門

●地方委員　農學士　石田貞次郎　農學士　芳賀權繁胤　農學士　岡本金一郎　農學士　河原畠次郎　農學士　月田藤三郎　農學士　足立元文助　農學士　紫藤正容　農學士　毛呂章　農學士　鈴木武正　農學士　塚瓦太郎　農學士　針丹羽敬太郎　農學士　刈山亀敬太郎　農學士　丹池重慶正郎　農學士　吉村彦太郎　農學士　浦部長正　農學士　野辺太郎　農學士　宮原忠正　農學士　下伊左衛門　農學士　中村田半左衛門　農學士　橋田喜兵衛　農學士　角村重作　農學士　川田彦七　農學士　永島元兵衛　農學士　小野猶太郎　農學士　降野元三郎　農學士　浸野孫左衛門　農學士　金子德三郎　農學士　辻本芳石郎　農學士　澤佐胤繁七郎

東京府同　神奈川縣　群馬縣　千葉縣　栃木縣　山梨縣　長野縣　福島縣　山形縣

大日本蠶絲會報第七拾號

（明治三十一年四月）

●論說

●蠶兒の第一第二氣門間に於ける氣管の分布

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　石渡繁胤

蠶兒の第一、第二、第三環節は蠶蛾に至りて胸部に變ずる部にして其腹面に胸脚三對を有せり第二、第三の二環節は他の環節よりも少しく膨大し且其背面に各種の斑紋を有し殊に其第二環節に存する斑紋の如きは眼樣にして一見其一、二環節は頭の如き觀を呈せり第一環節の兩側には氣門を存すれども第二、第三環節には之を缺く又第二環節、第三環節の側面に於ては其稍中央に於て躰皮細胞層の陷入したる部あり第五齡眠起に於て凡一ミ、メの大さを有せり蛾に至りて翅となるべきものなり消食管は食道及胃の部を存し神經系は第三、第四及第五神經球を存せり背脈管は其前部にて皮膚を離れ次第食道の上に至るの道を取り稍丸みを帶び遂に食道の處に至りて食道の背面正中線に附着せり絲腺は排泄管のみを有す但し第五齡末期に於ては受囊の一部を有するに至る第一氣門、第二氣門の間の氣管は主として此間に分布せり抑々氣門は空氣の蠶躰内に入るの門にして氣門は氣管に連ずるなり氣門は各環節に於て各個發達せし者にして其大氣管の如く體の左右側に於て縱に相連りたるは各環節に於て發達せし氣管の相連りたるものあるによるなるべく其相連接したる處は即ち灰白色部なり故に各環節に於て大氣管は左右各灰白色部一個宛を存す尙ほ他に於ても氣管の連りたる處に於ては此灰白色部を見る

なり

第一氣門より第二氣門に至るの間に於ける氣管の分布は第一氣門より發したる氣管の主なるものは頭內に前行し又第一環節及第二環節の間に於ける消食管、筋肉、神經等に分布す而して其頭內に前行せるものゝ內一つは食道上に於て互に連絡し其連絡の中央には灰白色部ありて其左右より二本宛の小氣管を分出せり第一環節の腹面に於ては小氣管筋肉の下にありて食道下神經球の後下方に於て連絡せり連絡の中央に灰白色部あり第一氣門より第二氣門に至る大氣管は少しく下りて內方に一本の小氣管を出せりこの小氣管を出せる處より少しく下りて灰白色部あり第二環節の處に至り少しく外方に屈曲し其角より外方へ小氣管を出す(ヘ)又少しく下りて二本の小氣管を出す(ト)夫より內方に屈曲す此處にも又一小氣管を出す(チ)此處の下に又灰白色部ありて大氣管は遂に第四環節の氣門の處に達せんとし一小氣管を第三脚に向て發す第四環節の氣門の處には八本乃至九本の小氣管を出せり多くは第三環節へ前行分布せり而して腹行せる小氣管は第六神經球の後の下方に於て連絡せり氣管を支ふる橫筋肉は第一環節にありては其頭部へ走りたるものを支へたるものとあり第二環節に於ては大氣管は皮膚を遠く離れて之れを支ふるものなしと雖も其中央部に於て發出したる小氣管を支へたるものあり且其氣管は前行して第二環節翅に分布せり第三環節の翅に分布せるものは尙第二氣門より分出せる小氣管前行して附着す此者は他の三四の小氣管と共に第三環節の橫筋肉を以て之を支へられたり此橫筋肉を以て支へられたる氣管は翅に至るものゝ外大抵二、三環節間に於ける消食管に分布附着せり

其第二、第三環節に於て氣門を缺きたるの理は多々あるべしと雖も此處に於ては翅を生ずべき處にして其翅は既に環節の中央に於て其初期の形狀を有するものを見將に發育せんとするものあるなり而して其環節に氣門を缺くと雖も第一氣門及第二氣門の氣管は主として此間に分布せるを以て呼吸に差支なきものなるべし解部上第三環節の氣門は第四環節の氣門(第二氣門)に合したるものなるべし(農學會報二十八號四十八頁及四十九頁參照)と雖も尙一個の氣門は之を失ふに何れの邊に於てせしや明かならず然れども第一氣門、第二氣門間の大氣管に二灰白色部を有するを以てせば其二灰白部の間に於て之れを失ひたるものなるを信ず偶ゝ吉池慶正氏新氣門の發見なる說あり因て之が實驗を試みしに二灰白部の間に於て氣管に附着し皮膚に延びて附着したる筋肉樣の物あり其幅〇、一〇ミ、メ長〇、五八ミ、メあり然れども扁平にして氣管の如くならず故に吉池氏の如く直ちに之れを氣管なりとし其開口する處を氣門なりと云ふを得べきや又之に依りて呼吸の働きをなすを得べきか頗る疑はしきものなり今之が切片を作り其橫斷及び縱斷に於て之を檢せしに其物質は軟皮組織と同一にして其內部は赤キチン質よりなれり其管は扁平なるを以て隨て其內腔も密接して內外相通ずれども決して呼吸を助くるの用をなすを得べくも見へず但皮膚に近き處は一小凹窩を作れるものゝ如し而して其內部に侵入せる處にありては扁平なれども氣管に近くに隨ひ三角形をなせり且氣管に其附着せる處も三角形をなしキチン質の輪を缺けりこの部の內面は皮膚のキチン皮と連絡せるものなるを知るを得たり之れに因て考ふに此處は氣門の位置にして此環節膨大するも氣管は尙ほ直行せるが爲めに皮膚の一部內部に引込まれたるが如きの觀あり第一氣門、第二氣門間の氣管は已に孵化前二週間の蠶の胚子を檢するも亦然り斯くの如く內部に引込まれたるが爲め又其處に於ては呼吸の作用を失ひたるが爲めに氣管の皮膚に附着せる處に氣門の構造を失ひたるものなべし(假令氣門の構造あるものとせば皮膚の侵入部の氣管に附着せる處に於てせざるべからず)然れども既に其用を失ひ構造の必要なく又其構造の失はれたるものなるべし

然るに此皮膚の侵入物は氣管の支持となり又脫皮に際し二灰白部の間を脫するの用をなすものゝ如し吉池氏は蠶兒の蛹化に際し實驗せられたる由記されたりしが余は蠶兒第四回の蛻皮殼の保存したるも

のに就て之れを檢せしに第五圖に示すが如く第一氣門及第二氣門の間に於て氣管の脫出せられたるものあるを認めたり實に此支持によりて蛻出せられたるものなり

大氣管を連絡する處の灰白色部は無論氣管蛻皮の際分離する處なるべしと雖も又此部はキチン質の輪なく多少他の部分より伸長自由なるを以て蠶躰の運動に際し氣管の伸縮を自在ならしむるものなるべし然るに此灰白色部は只大氣管のみに存するにあらずして各氣門（第九氣門より腹面に走りたるものを除き）より腹面に走りたるもの腹面正中に於て相連り其處に灰白色部あり故に何れの處に於ても氣管の連りたる處に於て之れを存すと謂ふべし

斯の如く連絡を存する所以のものは氣門或は氣管の一部に故碍を生じたるとき其部に他の氣門又は氣管より空氣を送るに便ならしむるによるものならん實に蠶兒の第一、第二、第三環節に於ては大氣管に灰白色部を存するの外に左の如き灰白色部を存す

第一氣門より分出せるものに於ては既に述べたる食道の背及其腹面に於て左右の小氣管を連絡したるもの丶外に食道下神經球の前方に於て灰白部あり第一環節より分出して少しく後方に向ひ支持の存する近傍より分出したる小氣管の一少しく前行せるものと相連絡し灰白色部あり支持の存する近傍より分出したる小氣管の一少しく後行せるものは第二氣門より出でたる小氣管第三環節の側面に於て互に連る灰白色部あり又第一氣門より少しく後方に於て大氣管より分出したる小氣管は腹行して腹面正中第四神經球の下に於て支持の部より分出したる小氣管の腹行せるものと互に連絡し×狀をなせり×狀の中央は即ち灰白色部なり灰白色部の左右より分出したる小氣管は神經球及第二脚内に入れり大氣管の第三環節の處に於て（支持の存する所の少しく後方）出でたる小氣管は腹面に向ひ少しく後行して第三脚の處に至り左右互に連絡し中央に灰白色部あり

灰白部は大氣管の第二氣門に接せんとする處より分出したる氣管の前行附着して×狀灰白部をなすこ

第一圖

第二圖

第三圖

第四圖

第五圖

と少なしとせず第一氣門より分出し支持の近傍より出でたる氣管と連絡し(圖九)の灰白部を作りたる氣管は第一氣門を離るゝ少許にして一小枝を分出し第三環節に存する翅に達し支持の近傍より出で翅に分布したる氣管の一と翅內に於て連絡し灰白部を作れり第三環節の側面に於て支持の近傍より出でたる氣管と連絡せるもの(圖十)は更に各小枝を出し第三環節の翅中に於て連絡し灰白部を作れり

第一圖　第一、第二、第三環節に於ける氣管の分布中主として灰白色部を有する氣管を示す小氣管は大氣管に比較して稍太く畫けり(ト)退化したる氣門の位置(チ)第三環節の腹面正中にて接合したる小氣管(ハ)翅の初期なるもの第二環節にある一對は前翅となり第三環節にある一對は後翅となるもの(シ)神經球(一)(二)大氣管に存する灰白色部(三)第一氣門の處より發したる氣管の食道の背面にて接續したるもの灰白色部(四)食道下神經の近傍に存する灰白色部(五)×狀をなしたる灰白色部(六)第一環節食道下に於て脚の基部に存する灰白色部(七)第三環節脚の基部に存する灰白色部(八)第四環節腹面正中に存する灰白色部(九)第一氣門より出でたる小氣管と退化したる氣門の近傍より出でたる小氣管と連續したるものに存する灰白色部(十)退化したる氣門より出でたる小氣管と第二氣門の處より出でたる小氣管と連續したるものに存する灰白色部、點線は環節の界を示し1234は第一環節、第二環節、第三環節、第四環節なり第一、第二、第三環節の中央に示したる點線の輪は脚の基部なり

第二圖　氣管と皮膚とを連ねたる支持を示す(イ)皮膚(ロ)大氣管(シ)支持

第三圖　支持の縱斷圖(キ)氣管の橫斷(タ)軟皮細胞層(ヒ)キチイン皮

第四圖　支持の橫斷圖(ヰ)氣管に近き部の橫斷(ノ)皮膚に近き部の橫斷(キ)キチイン質

第五圖　第一、第二、第三、第四環節の蛻皮殼氣管の蛻出したる狀を示す(1)第一氣門より蛻出したる氣管(2)第二氣門より蛻出したる氣管(イ)退化したる氣門より蛻出したる氣管

●蠶業上の所感　第三回小集會演說

大日本蠶絲會特別會員　角田喜右作

御紹介を得ました角田喜右作でございます、本日は大日本蠶絲會第三回品評會でございまして平常吾人は此蠶業經營の事に就きましては多年間苦辛計畫致しつゝあるものでございまする、そこで本日の此小集會に於きまして概ね御集りの方々の御演說いたさるゝことは各々專門に渉られまして養蠶飼育のことなり、或は生絲貿易のことなり、或は清國蠶業視察等のこと、總て有益なる各々獨特の長所に就いて御講話のございまする所でございまする、故に自分は唯聊か此蠶業上に就ての所感を一二申上げて賢明なる諸君の御淸聽を煩はさうと考へます、既に此蠶業上の盛衰消長は國家財源の消長如何に關すると云ふ事柄は最早一定の通論でありまして既に各員から御話もございましたから是は申しませぬ、唯今日は時機、如何なる時であるかと云ふ事柄に就き蠶業上に感ずる所見を忌憚なく申上げやうと存じます、當今蠶業上の事たる一喜一憂交々胸に塞いで餘地なき在樣を呈して居る即ち危機一髮の時機であると云ふことを申上げたいと思ひます、御承知の如く戰後經營を爲さむと致しまするには農事殖產興業の三者即ち增進すると云ふ外他に據るべきの方法手段は無い、然るに既に我々の親友高津君に於ける、又町田君に於ける、星野君に於ける、又松永先生に於ける或は本多先生等が各海外視察を遂ばされて齎し來つたる所の報告は今日諸君の御淸聽遊ばす通りの次第でございます、抑々開港以來日本の蠶業は輸出入の平均の上に於きまして過ぐる二十一年以前はいつも輸出超過を以て日本の國利を增進しつゝあつたることは諸君御承知の通りのことでございます、而して此明治二十六年以後今日我々に報ずる所の輸入と輸出の關係は如何でございませうか、戰後の經營財政整理の切迫を極むるに拘らず輸入超過の莫大なる斯の如き事柄を、一言以て之を評しますれば所謂收入なくして支出の途を講ずるに過ぎませぬ有樣である、如何して日本財政上の計畫を全たからしめ蠶業の革新を如何せば

宜しきやと云ふことが即ち吾人の胸に忘るゝ能はざる所のものでで所謂危機一髮でございます、何れか茲に方法を講究して是非共輸出輸入の平行する位までの度合に進めずんば既に先般どなたかの御演說もございまする如く日本は能く海外列國の間に獨立し又日清の役百戰百勝其功を得て實に國光を海外に輝したる日本國でありながら財政と云ふ一點に至つては……所謂大平の戰爭貿易上、百戰百敗し來らば日ならずして蓋扉振はざる所の慘境に陷るの道ほかない、是れ他なし多年諸君が熱望せらるゝ所の今日は所謂日本の蠶業を革新すべき時機來れりと云ふことを以て諸君に御訴へいたしたいと思ひます、なぜなれば御承知の如く昨今は在朝在野上下一般心を一にし主務省は海外に視察員を派出し、或は內地に於きましても蠶絲會やら農會やら五二會やら種々樣々の會合があつて實業團幹の勃興いたしましたことは是れ即ち太平の戰爭場裡に富を爭ふ所の兵隊を訓錬すべき旅團組織、機關の備はつて來たと言はなければならぬ、此組織機關は形の上には先づ出來ましたが、此活動の上に於きましては日尙淺く其效を奏することは甚だ少ない、併ながら大日本蠶絲會員諸君の如きは既に會員幹事長役員諸士の熱心なる遂に蠶種繭生絲の品評會を開くこと既に三回を重ねることになつて本年の出品數は昨年の三倍も多うございます、此名譽たる會が益ゝ發達して三年四年五年の後に至らば日本全國北海道より九州の端まで遣す所なく適じて一旅團となり、即ち茲に集まる所の蠶種繭生絲は取りも直さず國富增進財源擴張の近衛義團と言つて差支ない、此義團兵を作る所の訓錬すべき將校は御互會員の責任であると言はなければならぬ、又今日の有樣を以て一日も安んずることでございましたならば、此集つた所の旅團に勇氣をつけても將校即ち其人は働の上に於て敗を取ると言はなければならぬ、それは何か即ち清國繭の繊維の宜しいと云ふ如き、或は解舒の宜しきが如き、或は製造費の安いと云ふ如き既に是れ等の事に向つては日本蠶業家の一大注意を要すべき急務中の急務にして一面政府も蠶業講習所を擴張して繊維を試驗し又野にありては蠶種の改良を專らとし繊維適當の種類を選拔し御同前にわつても蠶室蠶具の改良をなし、又桑園の改善發達を期し日夜駸々乎として進みつゝ行く所の訓錬すべき近衛第一師團とも云ふべき我が蠶絲業の今日に當る者こそ日本大平の戰爭を致し、富の爭を致す第一義勇兵の將校であると云ふ覺悟を有たなければならぬ、若しも此義勇兵が宇內貿易場裡に立て開戰を恐れ怡も「沿岸の火災視するが如き」極微々たる小局小圖躰の爭をゝして眞く ならば內憂外患既に來ると云ふのに、他の一方は駸々乎として正々堂々進む所の敵に一方は怡も訓錬なき所謂烏合の兵を以て戰をすると一般だらうと思ひます、幸に今日は政府もそれ〳〵見る所もございますし、又當業者諸士も御熱心に私設各種の組合を組織し種々講究する所を見ても其改良の道を講ずる機關成りしを悅ばざるを得ず、又桑園蚕繭病等の事に就ては政府も數萬の金を擲つて致々黽勉蚕繭病改良の事に就ては御調査があり、又海外蠶業上の視察は喋々申上げる迄もなく或は政府に於ても亦民間に於ても自費を投じて遂に其狀況を齎し來つて內地の改良上に就き所謂一大革新を希圖し奔走しつゝあり又政府も之を保護することである、斯の如き在朝在野上下一般相竢つて日本蠶業の一大改善すべき時である、此時に當つて若しも御互に實業家が子々孫々に傳へ一家の生計を營み、進んでは一國財源の消長に關する重任あるに拘らず對岸の火災視して置いたらどうであるか、殆ど戰端を開かんとするに當りまして彈藥なく殆ど出陣の徵發と共に割腹して死だと同じことで平素に於て訓錬の效を空しくして遂に富の戰爭場裡に立ち眞の英雄となるかを鑒すことが出來なくなつて來る、どうぞして此蠶業家を以て任じ苟も國家危急存亡の秋に戰後の經營富國强兵の道を講ずると云ふ偉大なる眼孔を備へたる蠶業家諸君の本分であることを盡くさんことを諸と換へて申しますれば古の蠶業家は國家に關係なく個人に營利を爭ひ勞益相償を以て足れりとせり其故他なし日本の割據政治の習慣を脫しないからで其例は幾らもある、一例を言へば何の事業に拘らず我業即ち我が物を以て誇り、我が物を以て他人の物を評するに止むは是れ即ち內に小部分の爭をして外に當る所の勇氣なく、甚だ歎ずべき歷史を備へて居るのは開港

以前の風氣でありて時勢相當止むを得ざる次第でありしが今後貿易を以て日本に外資輸入即ち國の富を作ると云ふ眼孔でございましたならば最早內地の爭は取除かなければならぬ、進んで海外貿易の衝に立つ者は日本軍の一旅團、近衛兵の下に立つて海外貿易場裡に於て一大凱旋すべきことである、若しも前段申しまする如く內、實業家が一定の方針を取らず、其業に就く者は個人の爭をなし滅に微々振はざる所の烏合兵を以て安んずる如き者であるならば將來の日本軍が大平の戰爭貿易場裡に凱旋することは甚だ六ケ敷ことである、況や清國は戰後の經營として製絲所の勃興として製絲器械の完全なる四日取り或は六日取りの機械をすへつけ以て改善發達の道を講究しつゝあるものとして之に向つたならば日本の現在の製絲は如何であるか製絲の發達、蠶業改良を以て任ずる諸君は大奮發すべき秋である或は海外に渡航せられ、或は內地に於て講習を受けつゝある所の將來二流三流に立つ所の事業家諸君は、如何にして日本蠶業家の本分を盡して國家の富を計ると云ふことが出來ませうか、實に論じ來りますれば今日の蠶業家こそ古の眼孔は暫く去つて是非共天下統一の方法により、進んで國家の財政を畫策し、我が實業の改善發達を計ることに粉骨碎身實に寢食を忘れて働かねばならぬ時である、尙ほ今日の蠶業上改善の秩序として他年一日の如く爭の止まざる所の蠶種檢査法の如きは二十三年以後朝野間爭の絕えざるにも拘らず所謂る時期到達し幸ひ本年三月八日法律第十號が衆議院を通過し今日法律となつて居るものでございます、斯の如く政府の監督の下に立つて改善の道を講じ、民間にあつては海外に渡航し斯業に涉る道を講ずる好機會に接して居る、斯の如き好時機である、斯の如く又海外市場に出陣して愈ゝ勉めねばならぬ時代である、御同前に熱心に勉めて日本蠶業改良をなし、改良發達を計るは御同前の責任であると云ふ覺悟を有ちたいと考へる、又明年四月一日より實施する所の蠶種檢査法即ち法律第十號なるものが愈ゝ實施になる曉には若しも私をして評せしむるならば數年以來結んで解けざる所の事情のあるべき者は或は御迷惑を感ずるの嫌があることではないか、けれど

もそれは即ち吾人蠶種製造人の一身一個の不利益若くは窮屈であると云ふに過ぎない、若しも之が國家の爲になすべき仕事であると云ふならば如何に檢査法が嚴重でも如何に法律規則が窮屈であつても進んでは一身の此生命を賭しても軍隊に於ける兵士と一般此事業改良の發達を期すると云ふ勇氣がなければならぬ筈である、世は恐るべし月に叢雲、花に風遂に進まんとすれば之に伴なふ弊害の來ることは數理の免かれざる所、一喜一憂是れ即ち始めに申しまする如く必ずや天下皆是なりと云ふことはない所以でございます、是れ亦勢の忍ばざるを得ざる所でございます、けれども兎角古の實業家或は實業界にありて富有家を以て安んずる者は國家感念にとぼしく一己の富を計るを目的とし算盤を彈いて出入帳をつけて居りさへすればよろしい筈であつたが是等は皆實業家ではない、唯それでは蓄財家であるのみ、眞の實業家ではない、それが今は一家の財政を整理すると共に進んでは國家の財政國富增進の事の方法を講究すべき筈である、それに昔は算盤屋で蓄財さへすれば實業家として許したと云ふことは隨分不等な事なりしが是れ即ち國の政弊が宜しくないので割據政治、所謂進步の程度、國家の進運程度が低かつた結果に過ぎぬと思ひます、斯樣に考へ來ると最早今日の時機は算盤屋の時代ではない、政府に於ても實業奬勵の爲め夫ゝに法令を御設けになつて居りますから或る場合には多少窮屈にされても實業の改善發達を計ることが出來て、國家の富を作る機關であれば大躰之を極めた以上は小部分の不便とか窮屈とか云ふ瑣末の爲に此法は窮屈なり、此法は行ふべからざるものであると云ふことなどは言はずして所謂眼孔を廣くして上下一致國家の財源たる蠶業の改良發達を計り、此業の十分改善の道を講じ進んで天下の富、所謂重要貿易品として世界貿易場裡に日の丸の旗を飜して日本に凱旋して來る時代こそ御互にそ勉むべき本分であると信ずる所感を陳述し自分は微力ながら多年此業の爲に奔走いたしまするが、唯一つとして自己の利害の爲に訴へることではない、どうぞして富國强兵財政整理と、蠶業改良の發達をして貿易場裡に聲價を得ると云ふことを諸君十分に御盡力あらむと

とを聊か諸君に訴へまして今日の席末を汚します（拍手喝采）

寄書

養蠶の教授に就て

廣島縣賀島市水主町
大日本蠶絲會員　池田幸之助

養蠶上に學理を應用して過失なからしめんとするの世運に至りしは實にこれ開明の賜ものにして余輩は國家の爲に之を慶すると共に斯道學者に對して深く感謝する所なり然り而して余輩之を慶し之を謝すると同時に學者が益〻學理の蘊奥を究め當業者をして安全に少費多穫の實益を得せしむるに至らんことを希ふものなり然るに余輩の見聞に據るときは學者が銳意學理を研究して完全なる學理應用の養蠶法を普及せしめんと熱心せらるゝにも拘らず其應用を實業者に移すに就て間然する所ありこれ余輩の最も憾とする所にして玆に不文を顧みず漫りに本稿を草し以て養蠶教授者の一顧を請はんと欲する所以なり

輓近學理の大意を修めたる養蠶教師が傳習所又は講話會等に於て養蠶の事を教授する狀況を見聞するに開口先づ說て曰く「養蠶の事を說くには先づ蠶兒の生理よりせざるべからず」と而して蠶卵、蠶躰の組織より消食、呼吸、血液循環の作用等を說て餘す所なく其極て念の入たるものに至ては「之れは佛語にて何〻と謂ひ又獨語にて何〻と稱す」と宛も學者が學者を養成すると同一筆法を以て教授するものの樣からざるなり

學者を養成するの目的を以て成れる長學期の學校なれば理、化、動、植物及氣象學等必要なる學科を授け而して學術の蘊奥を究めんが爲めには蠶躰の解剖又は蠶躰の分析も必要なるべく隨て蠶兒の眼が何個ある、筋が幾本ある、氣門の縱徑は幾ミリメートルある等は即ち學問の材料として取調ぶるの必要もこれあらん然るに之を短期の傳習所又は數日の講話會等に於て而も學問の素養なき農業者に對して己れが習ひたる學問の材料を其儘複寫的に授くるは余輩の感服する能はざる所なり況んや其教授が實業に繰違き生理等に時日を費して養蠶術の緊要なる點を組漫に說くの嫌あるに於ておや

這般の學を修めて一般の農業者又は婦女子に之を授けんには先づ教授者に於て己が學びたる學理を實地に應用して合理的の養蠶法を究め而して其の究めたる合理的の養蠶法を授けて始めて一般の當業者に學理の效用を及ぼすを得べし然るを己が學びたる學問の材料を其儘複寫的に授け以て傳習生をして之を應用せしめんとするは豈無理ならずや

短期の傳習生にして學理を授けらるゝ時は其授けられたる事項を覺えんが爲めに且つ之を忘れざらんが爲めに腦力を費すこと甚しく爲めに實地の練習十分なる能はざるは自然の結果にして覺に養蠶日誌又は飼育標準表等を養蠶の虎の巻とせざるべからざるに至る養蠶術に對しては教ふる者も習ふ者も如斯なるが故に其教を受けたる者の自家飼育の實況を視るに蠶室には寒暖計及乾濕計を懸け且つ蠶室の入口には每齡給桑すべき時刻及給桑の分量等を掲示し而して天候の寒暖、乾濕及蠶兒の食慾さては蠶箔中の乾濕等に頓着せずして唯教師より示されたる標準を固守するもの多し幸に天候及室內の狀況、蠶兒成育の經過等習得したる標準に遇中せば豊作を得べしと雖も如斯は殆ど絕無にして豫想外の失敗に陷ることを恐からざるなり是れ模型的に傳習したる者は一に蠶兒の實況に據りて飼育する者より比較的良果を得ざる所以なるべし世人が學理を重んぜざるのみならず口に學理を說く者は繭を收むることを知らずと嘲笑するものあるも決して所以なきにあらざるなり

余輩は學理を應用したる完全なる養蠶の速に普及せんことを希ふものなり然り而して學理を修めたる者が一般當業者に教授するに當り空氣の新陳代謝の必要なることを感ぜしむるが爲めに蠶兒の氣門の多數にして且つ呼吸の頻繁なることを說き又は蠶兒をして多食せしめざるべからざるの理を敎ゆるが爲めに蠶躰を解剖して胃の大さを示すが如き又或は食桑の多き蠶兒と少なき蠶兒とを解剖して絲腺の大小を示し以て飼育上の注意を與ふるが如きは有要なるべしと雖も卵種は某々の幾原素より成り蠶兒の眼球が何個あり蠶兒の筋維が幾本あると云ふが如きは余輩其必要を見出す能はざるなり故に余輩は短期の傳習所又は講話會等に於ては左の如くせんことを教授者に望むものなり

一　學術の材料を其儘に授けずして己れが實驗したる學理應用の完全なる養蠶法を授くること

一　實業に必要なき事柄は之を教科として授けざること

一　寒暖、乾濕の適度及給桑量、給桑回數等を概定するは可なりと雖も臨機應變宜しく實地の狀況に依て斟酌するの緊要なることを被教者の腦底に強記せしむるに注意すること

一　傳習者多數の學力、理解力及經驗の有無深淺を鑑察し如何にせば其養法を會得せしめ得べきやを考へ速に傳習の效果の顯はれんことに留意すること

以上の諸項に注意して教授せば庶幾くは學理の效用を普及せしむるを得べしと信ず若し夫れ養蠶術の教授のみにては時日に餘りあるが爲めに學理上の事を授くるものなれば宜しく養蠶術中肝要の廉を幾遍も反覆して教ゆべし若し又教授者の意實效の有無を度外に措き六ヶしき學問の材料を列述せざれば被教者の輕蔑を受くるの虞ありとして方便的に之を授くるに在りとせば余輩又何をか謂はんや

茨城縣眞壁郡關本町
大日本蠶絲會員　須藤龜吉

◉養蠶論

或人曰く戰の勝敗は實に作戰計畫の熟否如何に因る、苟も作戰計畫にして熟せんか其戰や必ず勝たん苟も作戰計畫にして熟せざらんか其戰や必ず敗れんと養蠶の業も亦然り即ち養蠶の豐凶は實に養蠶準備の完全なると否とに因る苟も其準備にして完全ならんか其結果必らず良好ならん之れに反して不完全ならんか其結果必ず佳ならず何をか養蠶の準備と云ふ曰く第一　桑葉の準備、第二　蠶種の準備、第三　蠶室の準備、第四　蠶具の準備、第五　飼育者の準備是なり此五者にして缺くる所無からんには假令不順の氣候に遭遇するも決して失敗を取るの患なし而して其準備の完全とは

第一　桑樹は早中晩種適宜に栽培し之に十分の肥料を施し且つ時々耕耘を行ひ以て十分滋養分ある桑葉を作り又雨桑、露桑、蒸熱桑は蠶兒に害あるものなれば豫め貯桑場を造り以て霖雨、蒸熱、枯凋の患なからしめ

第二　蠶種は健全無毒にして製絲に適する種類を製造若くは購求し豫め蠶種貯藏器を裝置して之に貯藏し以て寒中不時の暖氣に感ぜしむるの患なからしめ

第三　蠶室は必ずしも宏大なる室を造るを要せず假令粗陋なるも空氣の流通を自在にし温度濕氣の加減を自由になし得らるゝ構造法を用ひ

第四　蠶具は業務に差支なき樣總て之を調製し

第五　飼育者は熟練なる人を選びて之に任じ若し大養蠶をなすものは可成忠實なる人夫を雇ひ入るゝを要する等の事を云ふなり此の如くなれば則ち如何なる大養蠶をなすも決して失敗することなし況や小養蠶をなすに於てをや

右五者の一を缺けば則不可なり今養蠶を戰に譬ふれば蠶室蠶具及蠶種の如きは猶ほ軍器の如く桑葉は猶ほ兵站の如く而して飼育者は猶ほ軍隊の如きものなり假令軍器兵站は十分なるも軍隊にして烏合不熟練なるんか決して敵に勝つ能はざること彼の廿七八年戰役の清軍を見て知るべし又軍隊は如何に忠實勇武精練なるも軍器不備兵站繼かざらんか是亦決して敵に勝つ能はざることと彼の明治十年西南役の賊軍を見て知るべきなり養蠶も亦豈に之に異らんや蠶室蠶具は如何に完備するも桑葉蠶種は如何に善良なるも飼育者にして不熟練若くは烏合の雇人ならんには決して好結果を得ること能はず是大養蠶家の失敗多き所以なり之に反して飼育者熟練にして雇人忠實なるも蠶室蠶具備はらず桑葉蠶種善良ならずんば決して好結果を得ること能はず是無法養蠶家の失敗多き所以なり何をか無法養蠶家と云ふ曰く蠶室狹く蠶具備はらず桑葉少なきにも拘はらず妄りに多數の蠶兒を掃立或は毫も蠶種の良否に意を注がず妄に廉價の蠶種を選で之を購求す是之を無法養蠶家と云ふ故に年々豐作を得る養蠶家は必ず平時に於て其準備を爲すなり然るに世上年々失敗する養蠶家を見るに桑園は早中晩の割合桑葉の滋養分等には毫も意を注かず若くは蠶種の良否を選ばざるのみならず蠶種を貯藏すること知らずして常居家屋の天井に吊下して寒暖交々感ぜしめ否らざれば蠶室は空氣流通温度濕氣の加減等に注意せず蠶具は費用を吝みて之を造らず而して飼育不熟練なり此の如くして養蠶の好結果を得んことを望むに猶ほ破網を用ひて魚を漁するが如し爭でか滿足の結果を得べけんや古人曰く治に居て亂を忘れずと是蓋し平時に於て戰時の豫備を爲すと云ふの義なり余養蠶に於ても亦云爾

奈良縣磯城郡磯田村
大日本蠶絲會員　田村多門

◉秋蠶種新製造地

蠶種の製造を業とする地方は數多ありと雖も秋蠶種（風穴種は例外）を製造する地方は信濃、甲斐の二箇國に過ぎず就中信州松本地方は其秋蠶種の製造最も盛なり抑々本邦廣しと雖も秋蠶を飼育する地方は必ず其蠶種を信濃、甲斐の二箇國に仰がざるを得ずされば我奈良縣下の如きも秋蠶種は年々甲、信の

二州より購求したり然るに近年は縣下に於て一の風穴を發見し此に原種を貯藏して盛に秋蠶種を製造し他府縣にまで輸出販賣するに至れり今風穴に關する地理、氣候、來歷等を畧記して江湖秋蠶家の參考に供せんとす

風穴の所在地及構造　風穴は奈良縣山邊郡都介野村大字吐山字風穴と稱する處に在り該地は貝ヶ平嶽の山頂を下ること凡一千尺の北麓一小山の谿谷に在り山は全面岩石にして風は岩石の間より一面に吹き出し古昔より既に風穴の稱あり此風穴を養蠶に利用するの考を起したるは去明治二十年なりき而して風穴の構造は信州南安曇郡稻扱村同諏訪郡篤木村の風穴及甲州東山梨郡菱山村の風穴其他二三の風穴を巡視し翌二十一年其構造に則り建築したるものなり建築は東西五間、南北三間入口は西方に設け周圍は石垣を積み上げ高さ七尺にして其上に屋根を設け總て瀟洒とす之を外室と稱す外室を以て之を藏ひ外氣の侵入を防ぐ入口は斜に西方に設く之を蠶種の貯藏場とす

風穴の溫度　冬季より春季の間は華氏二十四度より三十二三度、夏季は土用中と雖も四十四五度、濕氣は極めて少くして蠶種の貯藏に好適なり此處に貯藏して外氣を感ぜしめざるときは蠶種は夏時を過ぐるも孵化することなし此風穴は余及松本光二、森田常太郎三名の共有に屬す

風穴所在地の地理　風穴は貝ヶ平嶽と稱する高山の北麓に在り貝ヶ平嶽は山邊、磯城、宇陀三郡の境界に屹立せる高山にして海面を拔くこと凡六千尺大和第二の高山なり人苦し此山の絶頂に登れば東は伊勢の內海を隔てゝ參、遠の諸峯を望むべく西は大阪灣、淡路島を隔てゝ四國、中國の連山を望むべし南は吉野山を以て大和第一の高峯釋迦ヶ嶽に連り北は笠置、比叡、比良の諸山と一帶の山脈を爲して北海に連す而して近江の琵琶湖及美濃の伊吹山等は双眸の間に接す元來此地方は地勢高峻にして大阪灣より伊勢の海に至る最高の地盤に屬せり

風穴所在地の氣候　貝ヶ平嶽の北麓は山邊郡都介野村にして西は磯城郡上之鄕村に屬す東南は宇陀郡榛原町なり各山頂を下ること一千乃至一千五百尺の間に在り此地方の氣候は最も寒冷にして蠶兒の發生は普通五月廿日以後六月四五日頃の間に在り夏、秋蠶飼育には最好の適地なり都介野村は有名なる氷豆腐の製產地にして冬季は氷豆腐及氷の製造を業とするもの多く氷豆腐の原料たる大豆は冬季間に一萬石を消費せり以て氣候の一般を窺ふに足らん

秋蠶種製造の來歷　秋蠶種の製造は明治二十一年より始めたり然るに初め四五年の間は諸般の準備整頓せず且技術に熟練せざるを以て或は原種の貯藏を誤り又は飼育の方法を失し所謂カヘリ種となりしこともあり又白種を製造し得るも其蠶種は結果を得ること難く是等の爲め失敗に失敗を重ね非常の損失を招き一時は斷念せんと思ひしこともありたり元來秋蠶種は盛に製造する地方に於ても年に由りカヘリと稱へて黑種となることあり往々之あり（今日は究理法を行ふを以て此失敗は少なくなりたるも）又蠶種は白種となり折角立派なる秋蠶種を製造し得るも其蠶種は結果請合の良種は少なし此二件は秋蠶種製造業の通弊にして而して秋蠶種製造家の最も苦心する所なり我地方も明治二十五六年頃までは此通弊の爲め非常に艱難辛苦せり然れども熱心と勉强とは終に此通弊に打勝つことを得明治二十七年よりは健全無毒にして結果請合の良種を製造することを發明し縣下秋蠶飼育家の需用を充たし且滿足を與ふることを得たり是に於て從前甲、信地方に秋蠶種購求の爲め旅行せしものも今は全く絶えたり爾來我地方の秋蠶種製造は年を逐て盛大となり年々大阪、京都、和歌山、三丹地方、伊賀、伊勢、近江等に輸出販賣せり

鐵道の便利　我奈良縣下は鐵道の便利四通八達にして南は和歌山縣下に出づるには南和鐵道及紀和鐵道あり伊賀、伊勢地方に出づるには關西鐵道の拓植支線あり又奈良鐵道は京都にて官線に聯絡して東は美濃、尾張等の以東に至り北は北陸の各地に通ずべく西に出づるには大阪鐵道に依り大阪梅田にて官線に接し阪鶴鐵道に依れば三丹地方に至るべく山陽鐵道に依れば藝、備以西に至るべし又大阪河口にて氣船に搭せば一夜にして四國地方に至るべし石の如く我地方は鐵道至便なるを以て五十里以內の地に至るには數時間にして達し又百里以上の遠方にても一日若くは一夜にして往復することを得べし

故に秋蠶種の如き日數の短きものを製造販賣するには至極適當の地にして需、供二者双方の便利なり此地にして將來益ゝ盛に秋蠶種を製造せば近畿內、四國、中國及九州地方は勿論東參、遠地方に於ても甲、信地方に行くよりは我地方に來ること遙に便利と爲すならん故に我奈良縣下に於て其地理及其氣候を利用せば將來秋蠶種の一大製造地と爲る敢て難きにあらざるなり

蠶兒の絲縷調査表に就て

京都府結井郡高原村
大日本蠶絲會員　中安榮之助

佐々木理學博士が本會報第六十六號に蠶兒の種類に就てと云へる論文を掲げて各國蠶兒の吐出する絲縷の調査表を列記せられたり其成績を閲し熟讀熟考するに余が目下調査しつゝある事項に就き大に得る所あるを深謝し併て一考を煩はさんとす幸に不敬を恕し余が杞憂を晴されんことを抑も本邦蠶絲が伊佛の蠶絲に比して劣等なるは顧事の報告及先聖諸賢の痛歎を見聞し蠶業界に身を寄するもの一日も念頭を離れざる一大事なり余も亦深く感ずる所あり之が調査をなしつゝある山間の僻地にして材料及器械等も意の如くならず加ふるに余の如き淺學無識の輩之が調査をなし其成績を公けにするや遠し是れ一考を煩はさんとする所以なり從來絲縷の調査成績を掲載する書籍甚だ多しと雖も余の此表を閲する毎に遺憾とする所は其短徑と長徑を調査して切斷面の面積を調査せし人なきなり普通掲載する表を閲するに絲縷の徑と強力、伸力及デニールを掲げたり絲縷若し正圓形なるか或は正角形ならしめば此調査を以て滿足するを得るも然らずして實驗上絲縷は正形ならずして扁平若くは橢圓なるは屢ゝ目撃する所なり故に余は徑の一方のみ長短を知りて絲縷の細太を卜するは少しく大早計と謂はざるを得ず進んで絲縷の面積を調査し實質の粗密より實質に對して強力、伸力及デニールを調査比較し來れば得る所尠少ならざるを信ず

今佐々木理學博士が掲載せられし調査表に基き絲縷の徑に對するデニールの百分比例、デニールに對する強力の百分比例を數學上より打算し余と感を同ふする士の參考に資せん

佛國白繭の部

	蠶絲の種名	絲縷の徑	徑に對するデニールの百分比例	デニールに對する強力の百分比例
第一	支那種	三一、七	六、八七	四三、五
第二	同上	三一、七	七、六六	三〇、〇
第三	ヴハルロック種	三二、二	七、八五	二七、六
第四	同上	三二、二	九、二五	二〇、四
第五	淺絲ヴァール種	三〇、六	八、七五	三六、二
第六	某種	二七、五	八、四七	四一、二
平均		三〇、九	八、一四	三三、一

伊國白繭の部

第一	純粹ピオヲ種	二七、四	七、七七	三九、九
第二	ノーヴイ種	三一、六	七、九七	三二、九
第三	ミラノ種	三〇、八	八、五七	三四、八
第四	支那種	三一、七	一〇、一五	三〇、〇
平均		三〇、二	八、六一	三四、四

日本白繭の部

第一	赤熟種	二八、四	一三、六二	三二、三
第二	青熟種	二九、七	一一、八五	二八、五
第三	小石丸種	二五、六	一二、一一	三二、二
第四	又昔種	二五、六	七、八七	三二、五
第五	鬼縮種	二六、四	一二、八四	三二、四
第六	姫蠶種	二六、五	一〇、九八	三一、九
第七	二化蠶種	二五、九	八、九一	二四、二
第八	四化蠶種	二六、四	一二、三八	二四、一
平均		二六、八	一一、三三	二九、八

各國の比較表より打算せば左の如し（重量瓦）

佛國	三〇、五	〇、四三九	六三、四	
伊國	三〇、二	〇、四六〇	六三、三	
西班牙國	三一、七	〇、四七六	六八、八	
印度國	二〇、三	〇、六二〇	四二、〇	
支那國	二五、九	〇、四九四	五四、三	

日本國　二六、八　〇、六〇八　五五、二

博士は歐洲諸國の絲繰と亞細亞諸國の絲繰とを比較し前者より一層太くして強力、伸力共に勝り從て其絲量も後者に勝ると然れども余は數學上より考ふるに歐洲諸國の絲繰は亞細亞諸國の絲繰に比して前者は輕くして強く後者は重くして弱きが如き反對の結果を見るに至るならん是れ大に研究を要する點なりとす殊に粗惡なりと認むる蛹蠶、四化蠶種に於て然るを則ち兩者の比較は左の如し

絲繰の徑

歐洲諸國蠶兒の絲繰	三〇、七	四、七五
亞細亞諸國蠶兒の絲繰	二三、七	五、二三

最近農學士河原次郎氏が農科大學に於て調査せられたる成蹟より打算せば左の如し

日本白繭の部

蠶絲の種名　絲繰の徑　徑に對するデニール の百分比例　一番量に對する強力の百分比例

第一 赤熟種	三〇、四	一三、七九	三〇、八
第二 青熟種	二九、一	六、七〇	四一、五
第三 鬼繭種	二七、二	七、八六	四六、七
第四 小石丸種	三五、八	一〇、一九	三四、九
第五 又書種	三五、九	七、九一	四〇、〇
第六 白龍種	三〇、九	一〇、〇六	三九、五
第七 白龍種（飼育者を異にす）	三一、五	二、一一	三二、二
第八 黄雪	二九、五	一〇、四七	三四、三
第九 小石丸種（北海道）	二五、七	一〇、〇八	三一、二
平均	二八、四	九、八五	三六、四

伊佛兩國に於ける白繭種

第一 支那種	三一、七	六、八七	四三、五
第二 同上	三一、七	七、六六	三〇、〇

第三 ヴハルロック種	三二、二	七、八五	二七、六
第四 同上	三二、二	八、九四	二七、一
第五 淡緑ヴハール種	三〇、六	八、七五	三二、六
第六 某種	二七、五	八、四九	四一、二
第七 純粹ビオヲ種	二七、四	七、七七	三九、四
第八 ノーヴイ種	三一、六	七、九七	三二、九
第九 ミラノ種	三〇、二	八、五七	三四、三
平均	三〇、七	八、〇七	三四、二

右の成蹟に據りて考ふるに本邦蠶兒の吐出する絲繰と伊佛蠶兒の吐出する絲繰を比較するに前者は絲繰の徑短きも徑に對する目方重く從て强力强く後者は徑長きにも拘らず目方輕く爲めに强力弱し由是觀之前者は後者に比して比重重きか將た物質の差異に由るか土地氣候の然らしむるか余の窺ひ知る所にあらずと雖も要するに徑（即幅）の長短を以て絲繰の細太を論定するの不可なることを知るに足らん又伊佛の蠶兒が吐出する絲繰は本邦の絲繰よりも扁平即ち短徑の短きならんとの推考を下すに難からず果して彼國の絲繰扁平なりとせば實質少きが爲に徑に對する目方輕く强力弱きは自然の道理なり之に反して本邦の絲繰は比較上圓形なるか或は楕圓なるか短徑長く實質多く其目方重く且つ强力强きならんと想像す又練減は本邦蠶絲に少く伊佛の蠶絲に多きは先輩諸賢の教ふる所而して其練減とは絲繰の周圍を包被せるセリシンの溶解に由ると果して然らば余の想像をして益々信に近からしめ其彼に多く我に少きは當然なりとす何となれば扁平なるものは其楕圓なるものに比して同量のものとせば周圍の面積廣し故にセリシンの包被せる面積廣き爲に溶解せるセリシン多く練減は前者に多くして後者に少きは視易きの理なりとす

以上は數學上より想像を下すに過ぎざれば以て絲繰の善惡は容易に斷定すべきにあらずされば斯道に志すの士は絲繰の徑のみを調査して滿足することなく進で切斷面の短徑、長徑を調査し面積の廣狹に及ぼし以て强力、伸力及デニール等を比較し來れば大に種類選擇上に就ても益する所尠少ならざるべし彼の關西絲の關東絲に比して重量に對する容積の比例同一ならざるは當業者間の一問題なるも何れ

に原因するや蓋し知得するに至るならん尚ほ是等に就き他に考ふる所あるも後日に讓り聊か所感を記して諸先生の一考を煩さん已に右等に就き調査せられし人あらば乞ふ幸に明教を賜らんことを

問答

●桑樹の件に就き質問

兵庫縣飾磨郡水上村　大日本蠶絲會員　寺田卯三郎

(一)根刈桑の多年刈取りたる後株高となりたるものは土中根際より伐りて新芽を出すと又桑苗を新に植うると孰が利ありや

(二)一旦成長して中刈となりたる桑樹を轉植すると新に桑苗を培養すると經濟上孰が利なりや

(三)當地の如き暖國にては從來桑樹は立通し或は高刈にして多くは蟲害に罹り之が爲め成長を妨げ桑葉の收量少きは培養の不完全なるに因るか將た氣候に適せざるが爲めか若し培養の不完全なりとせば其培養法等明細御教示を請ふ

答

大日本蠶絲會技藝委員　船津傳次平

(一)根刈桑の疲衰したるものは發芽前即ち四月上旬に於て掘起し指程の根をも殘さず引拔くべし而して其跡に引拔きたる株に一本の枝梢を存し先を切りて七八寸となし根も亦二三寸先より悉く切り長き根株にありては尻も澤山伐り捨て苗を植るが如く植うべし其植るに當り土は枝梢の七八寸の處には此際更に覆はず而して七月中旬に至り乾燥宜しき時を選んで植穴を埋むるものとす然るときは新に苗を植るよりも成長著るしきものなり但太根を伐るには小鋸の利鋸を用ふるを宜しとす

(二)中刈桑の移植は熟練せるものにありては最も可なりと雖も移植に不熟練なるものは新に苗を植るに如かず

(三)立通し或は高刈にして多く蟲害に罹るは俗に鐵砲蟲とて幹に穴を明け黃色なる糞を排出する蟲なちん即ち天牛蟲のことなるべし然れば七八九の三ヶ月間大概十日間毎に幹枝梢葉を調査して親蟲及卵子を殺さば容易に驅除することを得べし右は栽培或は氣候に幾分か關係ありと雖も注意して驅除せば憂ふるに足らざるべし

●桑園掘起法に就き質問

福島縣相馬郡中村町　大日本蠶絲會員　岡英藏

萎縮病に罹りたる桑園の桑樹を皆掘起して其桑園に新に桑樹を植附けんとするには如何なる方法を施して可なるや教示を請ふ

答

大日本蠶絲會技藝委員　理學博士　佐々木忠二郎

桑樹萎縮病の病原は目下農商務省に於て研究中なるが故に未だ其病原如何を確言すること能はず右の如く病原明らざる以上は病桑を掘取り新に健桑樹を植附くるに際し如何なる方法を採れば萎縮病を避くるや否やは未だ之を辯明すること能はず

●蠶種製造に就き質問

神奈川縣津久井郡三澤村　大日本蠶絲會員　八木利一

余本年長野縣小縣郡鹽尻村蠶種製造家に就き養蠶飼育法の傳習を受けしに蠶種製造の期に至り二十八蛾附枠製の内に日々三四の雌蛾原紙へ卵を產附せず(交尾時間は三時間餘なり)故に之を紙袋に入れ置き二日間を經て右の蛾を取出し交尾をなさしめずして紙上へ載せ暗室へ入れ置き三四時間を經て蛾の模樣を見るに紙面へ卵を產附せり右雌蛾は如何なる蛾なりや又右蛾の產卵は翌年飼育するも差支なきや明教を乞ふ

答　故大日本蠶絲會技藝委員　木村九藏

本問雌蛾の原因は蠶兒育養中室内陽氣の感觸不十分にして自然陰濕に傾き且つ蠶兒居並の不平均にあらざれば絲桑の厚薄等に基因せしものと考ふ右の如き蛾の產閉せる卵種にして翌春飼育するも過去の遺傳を受け到底一齊の眠起を見る能はざるに至るものと信ず

●養蠶中濕氣の適度に就き質問

新潟縣北蒲原郡槇通村大日本蠶絲會員　浮須市造

蠶兒飼育中華氏寒暖計六十五度乃至八十度に對する各温度濕氣の適度を問ふ

答　大日本蠶絲會技藝委員　農藝化學士　辻　暢太郎

蠶兒飼育中各温度に對する適當の濕度を精密に研究するは甚だ煩雜にして至難なるが故に到底實際に行はれ得るものならざるを以て未だ之が試驗を施行したるものなし故に唯春蠶飼育中は蠶室の温度を華氏七十度内外其濕度を七十五度内外に保ち又夏秋蠶飼育中は其温度を平均華氏八十一二度其濕度を八十度内外に保たしむることの要點を知らば足りとす

●蠶種催青及催青器に就き質問

千葉縣市原郡五井町大日本蠶絲會員　時田常次郎

(一)蠶種を貯藏器より出し數日天然の氣候に觸れしめ直ちに火力を加へて發生せしむると催青法を加へて發生せしむると何れか可なるや

(二)催青器の構造法及其使用方法如何

答　大日本蠶絲會技藝委員　菅野平右衛門

(一)蠶種催青の切要なるは養蠶家の最も留意謹愼すべきは論を待たず之を人身に譬ふるときは姙婦の胎兒を保護するが如く日を積み月滿ちて分娩を全ふすると異なることなし若し之に反することあらば人身にして脆弱、蠶兒にして起眠の不揃を見るものとす此故に蠶種は寒水入れの後ち催青器に貯藏し置くは最も宜し然して四月清明の時日を期し催青器より取出し更に室内に置き五日に一度上下の轉覆をなし春雨春風花開くの候を問接に感觸せしむるにあり是れ春季にして萬物發育と共に蠶卵も化育を欲するものなればなり然れども南風又は春暖の劇變に遭遇せしむるを避くることに注意せざるべからず之より漸次搘立の日程を豫期して既に蠶種の常色を變青するとき更に温暖室に移し發生を保護するものとす

(二)催青器の構造は貯藏の多寡に由ると雖ども器械の構造は西ヶ原蠶業講習所の貯藏器を以て標準とし製作せば可なり

●夏秋蠶に就き質問

靜岡縣濱名郡和田村大日本蠶絲會員　林　一郎

(一)夏秋蠶は全く利益あるものなるか桑樹に及ぼす害如何

(二)近年夏秋蠶の飼育者大に增加せしも亦失敗するもの多しと是れ蠶種不良の結果か又は飼育の結果なるか

答　大日本蠶絲會技藝委員　松永伍作

(一)夏秋蠶を飼育するの利益は其地方に由りて異なるものゝ如し而して氣候寒冷にして土地廣く人口少なき地方にして夏秋蠶飼育に供すべき桑園を別に仕立つるに於ては概して利益多く暖地に於ては失敗するもの多きを以て利益あらざるが如し何となれば從來夏秋蠶を飼育する狀況を觀察するに概ね寒冷なる地方に於ては失敗者少なく暖地は之に反するもの多きを以て且桑樹を春蠶の際伐採り其條より生じたる葉を摘取りて夏秋蠶を飼育するは有害なること勿論なりとす

（二）夏秋蠶は春蠶に比すれば飼育中に於て人爲の保護を加へらるゝ場合少なきものなれば年々飼育中氣候の適否に由り豊凶を異にすること多し而して前項に述べたる如く暖地にありては凶作多きが如し

●養蠶用籾糠及上簇藁に就き質問

（靜岡縣濱名郡茶井町　大日本蠶絲會員）　大木久市郎

本年稻作にウンカの發生夥しかりし故に我地方は一般に除蟲液及種油石油等を注ぎ驅除せり其回數多きは四五回に及びしものあり右の籾殼を春蠶の蠶座に使用するは害ありや否や若し有害なりとせば其消毒法の明示を仰ぐ又島田簇に右の藁を用ひて害ありや否や

答

大日本蠶絲會技藝委員　農藝化學士　辻　暢太郎

種油、石油の如きものを注ぎたる籾殼及藁は勿論之を蠶具に使用するは有害なりと雖も永き間雨水等に由りて洗ひ去られ天日に曝され蒸發したるが爲め臭氣其他の點に於ては毫も油類の痕跡なきものなれば使用するも差支なし然れども使用前には十分に乾燥せしむべし又除蟲液とは如何なるものなるか其性質明ならざれば爰に確答すること能はず

●檢蛆器に就き質問

（青森縣三戸郡田子村　大日本蠶絲會員）　大矢／暢郎

蛆害繭を選むに適當なる器械あらば其實驗說及賣捌所代價とを御明示を請ふ

答

大日本蠶絲會技藝委員　理學博士　佐々木忠二郎

蛆害繭を選別する器具には未だ適當なるものあるを聞かず但し余の從來實驗せる所に據れば蛆害繭の兩端に於ける絲屑は稍や薄き感あり依て蠶繭の兩端（兩極）を拇指と食指とにて摘み絲屑薄く爲めに指尖は繭屑に陷入するの感あるものは大約蛆害に罹りたるものと見做して可なり

●蠶種檢査及微粒子に就き質問

（兵庫縣三原郡磨田村　大日本蠶絲會員）　不動勝二郎

我邦原種檢査法に於て從來主として微粒子の有無のみを鑑別するに勉めしは如何なる理由に依れるや我邦蠶病中最も恐るべきは微粒子にてありしが爲めなるか或は佛國に於ける微粒子の慘狀の轍を履まんことを恐れての故なりしか及我邦に於て始めて微粒子を發見せしは何年にして何人なるか御敎示を乞ふ

答

大日本蠶絲會技藝委員　農學士　芳賀權四郎

我邦に於て明治十九年以來微粒子の檢査を施行するに至りたるは一は微粒子の蠶病中最も恐るべきと一は佛國に於ける該病の慘狀を再演せざらんが爲めなるも亦微粒子の外尙ほ蠶蛾、蠶卵等に傳染又は遺傳する所の恐るべき病毒なきにあらずと雖も普通行ふ所の顯微鏡檢査に於ては之が有無を檢出すること能はざるを以て蓋く微粒子のみの檢査に止めたるものなるべし

本邦蠶種に就き微粒子の檢査を行ひたるは明治八年にして內務省舊勸農局蠶病試驗所に於て佐々木長淳氏之が試驗を行ひたるを以て嚆矢となすも本邦蠶種に該病の存在せるを認めたるは佛國にして我が慶應三年の頃なりとす

●蠶兒の斃死に就き質問

（山形縣南村山郡中川村　大日本蠶絲會員）　齋藤清志

余一日友人の蠶室に到りしに蠶座の一二ヶ所に於て蠶兒の頗る慘狀を呈して斃死するを見たり即ち或は頭部を延ばし或は腹部膨脹し終に破裂して食道なりや胃なりやは分明ならざれども該處に液汁を滴出せり是れ何の故なるを知らず唯猫の小便にても桑葉に掛りしかと思ふのみ因て悉く蠶座に糠を振り

掛け又給桑せしに其慘狀全く止みたり斯の如き慘狀を呈せるは如何なる原因なりや希くは明敎あらんことを望む

答　　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　石渡繁胤

質問の病狀精密を缺くを以て原因を詳にする能はず然れども斃死の狀況によりて察するに蠶兒の何物かの爲めに損傷を受けたるによるものなるべし但し猫の小便の爲めにはあらざるべし

◉消毒蠶室に就き質問

群馬縣利根郡片品村　大日本蠶絲會員　三浦靜一

(一)蠶室兼用の居宅にて傳染病發生したるときは消毒藥として石炭酸（二十倍即ち十九倍の水にて溶解したるもの）昇汞水（一千倍即ち九百九十九倍の水にて溶解したるもの）石灰乳（十倍即ち九倍の水にて溶解したるもの）等を床板に散布し又は柱、敷居、鴨居等を揩拭することあり石室内を蠶室に充て又は桑の扱場とするも差支なきや若し害ありとせば其除害法如何但し消毒藥を散布してより大凡七八ヶ月を經過したるものなり

(二)右消毒藥が蠶兒に害を與ふるものなれば蠶の生理上如何なる有樣を呈するや

答　　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　河原次郎

(一)傳染病消毒藥を用ひたる室は其後一たび能く拭はゝ養蠶に適當なるものとす桑扱場となるも毫も妨げなし

(二)消毒藥使用後一たび能く拭はゝ其消毒藥の室内に殘留するは極めて僅微なるを以て蠶兒を害することなしと雖も特更此等の藥品を桑葉に混じて蠶兒に給與すれば中毒して斃るべし

統計

◉全國桑畑狀況

農商務省の調査に係る昨三十年全國桑畑狀況左の如し

桑畑は蠶業の進歩に伴ひ年々增加を來せり即ち昨三十年は一昨二十九年に比し九千六百五十九町歩即ち三分三厘の增加なりとす此主因は蠶業の發達に促され茶畑及其他雜作より變換せしものあるに外ならざるべし（見積段別とは桑畑以外に散在せる桑樹の株數を近傍桑畑に比準して見積りたる段別なり

▲桑畑段別累年比較

年次	段別	見積段別	計	年次	段別	見積段別	計
二十四年	八、一四七、一町	六六、四四九、〇町	七四、五九六、一町	二十八年	一八、九九六、三町	六六、一五五、一町	八五、一五二、四町
二十五年	八七、九九、八	八四、五〇、〇	三二、四四〇、八	二十九年	二〇、〇四四、八	八〇、八八、三	二八、九二〇、〇
二十六年	九七、三八、四	六七、一四〇、二	一四四、三六六、八	三十年	二〇、四四九、三	七、一六六、九	二八、六一五、二
二十七年	一八四、七三、六	六六、一二七、二	二五二、八八八、八				

▲桑畑段別主要府縣前年對照

縣名	三十年	二十九年	縣名	三十年	二十九年	縣名	三十年	二十九年
福島	一八、八八、六町	一八、四三、〇町	山梨	一七、〇〇七、二町	一八、六九七、三町	茨城	二一、八八一、三町	二一、六二七、七町
群馬	八、三八五、四	八、七四〇、五	岐阜	一二、四八六、三	一二、五六〇、八	石川	一〇、二九〇、四	一〇、四四二、二
長野	五、七七、二	五、四八、七	山形	一四、二七七、二	一四、二七七、二			
埼玉	一〇、五六〇、三	八、八〇五、〇	新潟	一二、二六八、〇	七、一六五、七			

▲桑畑段別明治三十年同二十九年比較（裏中△印は減）

道府縣	三十年	二十九年	三十年增減高	備考
東京都	七、三七六・一町	七、九八七・二町	△一、一七・一町	—
神奈川縣	五、〇七一・四	五、〇四五・五	二五・九	—
大阪府	二、一一七・〇	一、二一七・四	三五四・一	—
兵庫縣	九、七六四・四	八九九・六	九四一・八	—
長崎縣	六、五一四・〇	七、四五五・八	三五・〇	—
新潟縣	二六八・一	二三三・一	△四、九五二・三	蠶業の進歩に由る
埼玉縣	一、二二三・〇	一、八二八・七	一、二五三・三	蠶業の發達に由る
群馬縣	二〇、〇五六・三	一八、八〇三・〇	三五五・一	—
千葉縣	二八、三八五・四	二八、七四〇・五	△二六・四	蠶業の發達に由る
茨城縣	五、〇六〇・五	四、三九六・二	二六四・三	—
栃木縣	一、一八八・三	一、一六一・七	二七二・六	蠶業の進歩に由る
群馬縣	五、〇五八・三	四、七八五・五	二七二・八	蠶業の進歩に由る
千葉縣	一、二三七・一	一、一四〇・一	九七・〇	蠶業の進歩に由る
茨城縣	四、六四九・五	四、三六四・〇	二八五・五	蠶業の發達に由る
栃木縣	七、八六〇・七	八、二二九・八	△三六九・一	—
群馬縣	五、三九九・九	四、九〇五・三	四九四・六	—
千葉縣	一、七〇〇七・二	一、八、六五七・三	△一、六五〇・一	蠶業の發達に外ならず
茨城縣	五、〇八二・九	四、六〇二・三	四八〇・六	—
栃木縣	一、三五四九・三	一、三五六〇・八	△一・一五	—
群馬縣	二五、七七二・二	二五、三四八・七	四、二八・五	蠶業の發達に由る
千葉縣	六、六三二・〇	六、二〇三・一	四二八・九	蠶業の進歩に由る
茨城縣	二、九一八八・二	二、九四二二・〇	△二三三・八	蠶業の發達に由る
栃木縣	三、四五七・〇	一、一〇・六	二〇五・四	—
群馬縣	一二一・二	一四二八七・一	△一、三四六・五	蠶業の發達に由る
千葉縣	一二、九四〇・六			

▲三十年桑畑段別府縣別

道府縣	段別	見積段別	計	道府縣	段別	見積段別	計
東京都	三、六一・二町	四、二四九・九	七、三六〇・一町	神奈川	一、六四四・四	一七三・六	二、八一七・〇
	三、八五二・二	一、八六〇・一	五、〇四二・三		三、九〇一・三	五、八六二・一	九、七四四・四
神奈川縣	一、七一〇・七	一、四九〇・一	三、二〇九・八	大阪府	二、一二七・〇	一、一二・一	三、二三七・一
	一、一四九・七	九七四・二	二、八八八・九		二、九〇一・一	二二五・一	二、一一〇・一
	一、一九九・四	二、八八・九	三、〇七七・〇		九九六・二	一、一一〇・六	二、一〇七・八
	二、九八、五九六・一	二、七五二・二	二、九八二・一		九、二三五・一	二五・九	一、一六六・一
		二、二八〇・七	二、二三七・一		二、一一七・〇	一、二一・一	三、三五四・一
		二、二八七・五	二、一一〇・一		二、一一七・四	二、二五・一	四、三五・〇
		一、一四〇・一	一、一四〇・一		九、一八八・六	一、一八八・二	二、〇七六・八
		一、一四九・七	一、一四九・七		一、一八八・二	一、一八八・二	三、〇七六・〇
		二、二八八・九	二、二八八・九		二、一二三・〇	二、一二三・〇	四、二四六・九
		二、二三七・一	二、二三七・一		二、一二三・〇	二、一二三・〇	四、二四六・九
		一、一〇・一	一、一〇・一		九四三・五	一、四一三・五	二、三五七・〇
		二九、一九九・四	二九、一九九・四		一、一八〇・七	一、一八〇・七	二、三八八・一
		二、二八七・九	二、二八七・九		八八〇・〇	八八〇・〇	一、七七〇・〇
		二、二八七・九	二、二八七・九		二八七・四	二、二八七・四	五、七七〇・〇
		二、二八七・九	二、二八七・九		一、一五一・四	一、一五一・四	三、三〇二・八
		二、二八七・九	二、二八七・九		一、一八一・二	一、一八一・二	二、三七二・一
		二、二八七・九	二、二八七・九		二、一五四・四	二、一五四・四	四、三九六・五
		二、二八七・九	二、二八七・九		二、九〇一・七	二、九〇一・七	四、一八一・二
		二、二八七・九	二、二八七・九		六九六・四	六九六・四	一、一四〇・一
		二、二八七・九	二、二八七・九		二、〇五二・一	二、〇五二・一	四、一〇五・二
		二、二八七・九	二、二八七・九		一、一四〇・一	一、一四〇・一	二、二八〇・二
		二、二八七・九	二、二八七・九		九七四・二	九七四・二	四、三七七・〇
		二、二八七・九	二、二八七・九		二、二八八・九	二、二八八・九	五、七五九・一

三十一年二月中生絲類及絹物類輸出入調

種目	數量	元價	收稅
輸出			
生絲	三、二三、四四四斤	二、八五六、〇一二、六四〇 円	七六、四一三、八六三 円
駄斗絲	二〇六、九二三斤	一七五、七三〇、二五〇	四、八八八、五七五
層斗絲	二七九、一八九斤	一七二、七一七、三七〇	一、九七八、七七一
空蘭	一三、〇三五斤	九、三〇〇、〇〇〇	二八七、四二二
眞綿	四斤	一六、〇〇〇	〇、二七八
層眞綿	五、四〇〇斤	五、四六〇、〇〇〇	二七三、〇〇〇
縮緬	七〇〇段	一、二九五、四五〇	
羽二重	六二、五三八段	九二五、四四四、九三〇	
甲斐絹	四、六九二段	六〇、六九四、四三〇	
他の諸絹布	五八五段	三、六五三、二九〇	
絹綿布	七八六段	八三五、五〇〇	
製手巾	五一、四二三打	一四六、九九六、五二〇	
他の諸絹製品		二五、六五六、四二〇	
計		四、三八三、八一二、八〇〇	八三、八四一、九〇九
輸入			
蘭生絲	五五、四七六斤	一七、三〇一、三六〇	八六五、〇六八
絹織縮緬	一、二八四斤	四、六二九、〇四〇	二三一、四五二
絹織紬	一、七四〇斤	三、六七一、五八〇	一、五八三、五七九
絹織子	一、三五〇碼	一、〇八一、三二〇	五四、〇六六
他の諸絹布	九四、八二二碼	一八、三五四、六六〇	九一七、七三三
繻子	九、一四六碼	一一、七二八、〇〇〇	五八六、四〇〇
絹綿繻子	三六三段	二、四八〇、三六〇	一二四、〇一八
絹綿天鵝絨	一四、七五二碼	八、八〇六、六六〇	四四〇、三三三
他の諸絹布	三、五三四碼	三三、一九一、三〇〇	一、六五九、五六五
絹綿製品	一七段	八四四、六四〇	四二、二三二
其他諸絹製品		九九、三四〇	四、九六七
計		一三〇、一八八、二六〇	六、五〇九、四一三

（備考）〔三十一年二月中の外國貿易通計は輸出千百四十四萬五千二百四十七圓三十七錢、輸入二千〇五十三萬八千二百二十七圓四十四錢にして輸入超過九百〇九萬二千九百八十圓〇七錢なり

〔參照〕三十一年自一月至二月生絲類及絹物類輸出累計

種目	數量	價元
生絲	六四五、六四一斤	五、七〇八、九六二・〇〇〇
製絲	三五一、〇二一斤	三〇〇、六三九・五五〇
斗層絲	五八七、一五一斤	三六八、六二一・〇〇〇
空層	一三、〇三五斤	九、三〇〇・〇〇〇
繭	二一、六四五斤	六、四九四・〇〇〇
眞綿	一〇斤	三五・五〇〇
層綿	九、六八二斤	六、〇六一・三〇〇
眞綿	一七四段	二、五〇一・〇六〇
縮緬	一二四、九二〇段	一、七六七・七一〇・七九〇
羽二重	一四、五一〇段	一六〇、七九四・二七〇
甲斐絹	一、二〇三段	七、九一六・三九〇
他の諸絹布	九一四段	一、六四三・五〇〇
絹綿	八一、四六一打	二四七、七二六・七四〇
製手巾		三二、九六三・七二〇
他の諸絹製品		
計		八、六二一、三六九・八二〇

外報

●世界の養蠶業

千八百九十六年中世界主要諸國に於ける養蠶業に關し近著の佛國官報は左の報道を爲せり

生絲產出國は之を三大部に區分するを得西歐羅巴、東歐羅巴及中央亞細亞並に極東諸國是なり而して養蠶に最も適當の部分は極東諸國なりとす歐羅巴中此產業を以て富源の一とするは伊太利及佛蘭西なり

ミラノー蠶業組合の計算に據れば千八百九十六年に於ける伊太利の繭收獲高は四千百十八萬二千基なりピエモンテは此產業上伊太利半島中最も重要なる地方の一なるが同年に於ける繭收獲高は前年の分に比し幾ど一割九分を減じたり蓋し桑樹の霜害を蒙むれるに基因す然れども此地方に於ける減少は幸にしてヴェネチア、エミリー及マルシュ地方に於ける六分乃至一割一分の收獲增加に依りて補塡せられたり」其收獲高は千八百九十五年の分に及ばざりしと雖も蠶種一オンスに對する繭收獲高は從來未曾有の多額に上りたりき即ち千八百九十六年に於ける繭收獲高は蠶種毎一オンスに附き平均四十八基九九にして同八十六年の分は三十二基二一、八十九年の分は二十七基三九、九十三年の分は四十基三四、九十五年の分は四十基九六に過ぎざりき而して既往十年間に於ける平均收獲高は三十四基一七なり」此其好の結果は黃色種と白色種との雜種に依りて得たるものなり此雜蠶種毎一オンスに於ける繭收獲高は五十基七にして白色若くは黃色種即ち純蠶種毎一オンスの同收獲高は四十七基七、其他の蠶種毎一オンスの分は三十七基七に過ぎず」又千八百九十六年に於ける生絲の產出見積高は三百三萬三千基にして前年の分より少しく寡少なりき

佛國は歐洲の生絲產出國中第二位に在り千八百九十六年に於ける繭收獲高は九百卅一萬八千七百六十五基と概算せられたり即伊國の同高より少きと三千萬基强なり又生絲の產出高概算は七十八萬四千基にして既往五年間の平均同高より幾ど四分七厘の增加なり而して此五年間の平均高は七十四萬

七千基を超えず千八百九十六年に於ける西班牙の繭收獲高は總計百廿三萬千基にして生絲同高は十萬二千基なりき然れども同國桑樹の稀少なる割合には甚だ過多なる產出を爲したるものと云ふべし

濠地利匈牙利の或る地方に於ては產出高著しく減少したり然れども其餘の地方に於ては養蠶業大に振興したるを見る即ち其第一位に居るはトレンチンにして其繭收獲高は百三十二萬五千基に達し前數年の分より十萬基の增加なり而して既往十年間の平均收獲高は百六十七萬五千基なり第二位に來るものをイストリー及ダルマチーとす此二地方は千八百九十三年に在りては七萬九千基を收獲せる千三百基にして前年の分は五十二萬九千基なり

最も驚くべき發達を爲したるはクロアチーなり千八百九十六年の繭產出高は百六十二萬七千七百三十一基にして同九十四年の分は百十二萬七千六百十五基に過ぎざりき此發達を致せるは匈牙利に於ける養蠶業奬勵を目的とするスツエッフルドの帝國檢査所の盡力に歸す同檢査所は蠶種の傳播に種種の方法を用ひ就中養蠶家に蠶種の無代配付を爲したり濠地利匈牙利に於ける繭收獲總高は三百五十九萬六十五基にして生絲同高は二十九萬四千基なり

東歐羅巴諸國の中伯爾加里及東ルーメリーの生絲產出高は幾ど四萬五千基にして羅馬尼の繭產出高は七萬三千基より減じて三萬二千基と爲れりモンテネグロの繭產出高は二萬基なるが希臘の同高は四萬基にして幾ど增減なし

極東諸國及中央亞細亞に於ける養蠶業の狀況は甚だ良好なり然れども輸出高にあらざれば茲に揭記するに由なし

波斯は千八百九十六七年度中幾ど四萬八千基の生絲を西歐羅巴に輸出せり支那は千八百九十六年六月一日より九十七年五月三十一日までの間に上海より生絲三百八十八萬五千基を輸出せり而して千八百九十五六年度の同期間に於ける同輸出高は四百二十四萬六千基なりき又廣東より輸出せる高は百六十九萬千基に比して前數年の輸出高に比し著しき增加なり

終にカルカッタの輸出高は千八百九十六年一月一日より同十二月三十一日までに二十七萬基に上れり既往五年間の平均輸出高二十六萬千基に比し九千基の增加なり

要するに歐洲に於ける生絲產出高及極東諸國の生絲輸出高の總計は幾ど前年度と同一にして曾西洋諸國の消費に供するものなり

千八百九十四年に在りては全世界に於ける養蠶上の產出總高は二千百萬基と概算せられたり然れども亞細亞諸國は其大部を給供するに拘らず尙ほ其半を貯留することを認めたり即ち幾ど千萬基の生絲は歐羅巴及北米合衆國の製造所に分配せらるゝものとして留存せしなり

●杭州蠶學館の創設

浙江杭州府林啓氏は同省の養蠶業を改良振起するため今回浙江巡撫廖壽豐氏に稟請し西湖金沙港地方に蠶學館を設立し已に工事を竣りたるに附き生徒募集の告示を發したり應募者は學位の有無に拘らず稍ミ文理に通曉せる蠶業家の子弟にして三十歳以下二十歳以上の者より試驗の上錄取し三十名を入館せしめ在學中は食料の外に學資として毎月一名に附き三弗づゝを給與し三箇年を以て卒業せしむるものなり云ミ上海申報に見えたり

●チユラン博覽會蠶業部計畫狀況

伊國チユラン博覽會蠶業部計畫の狀況に附きヴェノア駐在帝國名譽領事シユヴァリエー、エドウアルド、カナーリ氏より二月五日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

チユラン博覽會蠶業部の件に關する當地新聞紙所載の記事を抄譯し左に報道す

絹織物の部に於けるミラン及チユラン蠶業組合の陳列品は蓋し盛大なるべしロムバルヂーヴェニシー及ピエモンの多數蠶業家の製品を蒐集陳列すべく而して他の養蠶地方即ちトスカーヌ、ロマーヂユ、カラーブル等の製絹家も亦固有の製品を陳列して右兩組合の出品に一層の光彩を添ふべし

右博覽會に於て最初より計畫せる養蠶業の各部を通覽せしめんがため蠶業部委員は器械館若くは工業館に陳列すべき考なりし一切の器械及裝置を同一の場所に輳合せんと欲し該會事務委員に於て既に其許可を得たり伊太利國絹織物器械製造者は其器械の完全なると實用に適するとに依り伊國絹業をして產業界に於て能く勝を制し他の養蠶國に卓拔する所あるを以て前記考案に就きては大に其贊成を得たり支那及日本に在留する歐洲工業家の新に製絹所を設立せんとするとき又蠶業

的生産の益〻増加するに從ひ製造方法改良計畫中の濠地利國政府も亦我伊太利國の絹織物器械製造者に器械を求めざるはなし而してチユラン商業會議所も亦少からざる幇助を與へたるを以て本部を縱覽する者は近世の絹織物器械の最も完全なる模範を製絹業の各部に就きて一覽することを得べし

加之撚絲器械を運轉せしめ迅速なる新式の模範を示さんとの計畫あり此の如くして蠶業に關聯する織物器械の運轉を示し以て該業の全般を完ふせんことを期するものなり

右記事に依りて了解し得らるゝ如くチユラン博覽會は蠶業に關し好事家及實業者に於て一覽の價値あるものと信ず

●印度製絲業景況

印度に於ける製絲業の景況に附き孟買駐在帝國二等領事山田敬德氏より二月十二日附を以て外務省へ左の如く報告ありたり

伊太利、佛蘭西、西班牙、印度等に於ける生絲産出高の累年國別比較を擧ぐれは印度生絲の産出全額に在りては諸書に就きて調査せしも之を知ること能はず又其筋に問合を爲すも從來の經驗に據れば商工業に關する統計及報告類は概ね中央及地方政府より時々本館に配付し來り右等の書類中に發見せざる事項は其筋に於ても又報告すべき事實の蒐集を得ざるを例とす故に今回は官衙を煩はずすべラール地方へ水陸入荷したる本品の統計にして其五箇年平均は三百二十萬封なり然れども此統計は産出全額と大に相違せり何となれば左表は他所より市場に上りたる高のみを集めたるものにて例へばベンゴール州に於ては他の各州及地方より來りたるものを集め孟買にてはベンゴール其他より運來せし品を統計し其州に産し其州の市に上りたる高は各地共に之を合有せざれば なり故に該數は實額より少きこと勿論なりと雖も其割合は幾許なるや判然せず畢竟該表は産出額調査の參考資料に過ぎずと雖も他に之に優るものなきを以て姑く之を揭出す

内國生絲産高（甲）

年度	鐵路及河回	沿岸汽船回	合計
	封	封	封
一八九一	三一二〇八一	三一二〇八九	三五五九一七〇
一八九二	三一六一〇八八	三一六〇一六〇	三四四一三七八
一八九三	三一四〇六七三	三一四〇六七三	三五三三〇〇三
一八九四	三五三九一七〇	三五三九一七〇	三五六五六六一
一八九五	三四一七八六一五	三四一七八六一五	三四九四四四六
一八九六	三一七八七七七二	三一七八七七七二	三〇三〇五四三
一八九七	三一四四〇三三九	三一四四〇三三九	三一四八七七三三
一八九八	三一四四一三七八	三一四四一三七八	三一四四一三七八
一八九九	三一四四〇三三〇〇三	三一四四〇三三〇〇三	三一四四〇三三〇〇三

内國生絲消費高（乙）

年度	内國出市高	外國産輸入	合計	外國へ輸出	合計	差引内國消費高
	封	封	封	封	封	封
一八九一	三五五九一七〇	三一七〇一〇〇九	三五六九一八〇九	六二四四〇一三一九	一五五三〇九五九九	四七〇九一二八〇
一八九二	三四四一三七八	三一九九二八四六	三五九二一八四六	五七三四一三一四	一一九四一二八四六	四五四八五五八三
一八九三	三五三三〇〇三	三一九四七五七五	三一九四七五七五	六一三七九五七七	一一九四一〇一四	三一七五四九九二
一八九四	三五六五六六一	三一四九四四四六	三一四九四四四六	五一〇九〇一五七	一一三〇四一九九二	三五一四四四四五
一八九五	三四九四四四六	三一〇三〇五四三	三一〇三〇五四三	六二〇九一一四八	一一九八〇一一五五	四一九九〇一三三
一八九六	三〇三〇五四三	三一七八七七七二	三一七八七七七二	六一六六七七三三	一一九四一一四六	一一七三一五七七
一八九七	三一四八七七三三	三一四四〇三三九	三一四四〇三三九	一一九八〇一三五	一一四四一一四六	一一七三一五七七
一八九八	三一四四一三七八	三一四四一三七八	三一四四一三七八	一一九四一一四六	一一四四一一四六	一一七三一五七七
一八九九	三一四四〇三三〇〇三	三一四四〇三三〇〇三	三一四四〇三三〇〇三	一一九四一一四六	一一四四一一四六	一一七三一五七七

（備考）蠶原料と生絲産出高との比例は正確に之れを知る能はず土地及種類に依り之れが異にして今日まで調査し得たる所左の如し

マドラス州内蠶十二箇の産十グレイン半を得たり但しベンゴールの平均産は六グレイン前後なり云々（千八百七十九年ドクトルアンドルソンよりマドラス政廳への報告）

マドラス州内サレム地方千箇の産二トーラ乃至六トーラ（千八百六十二年出版南印エンサイクロペヂヤ）

マドラス政府の試驗場一萬九千四百五十箇の産二十七封十四グレイン（千八百七十二年二月マドラス政廳報告）

バンゴヤア州五トーラ半の産九アンチ半即チ半トーラ十六分の一（ウムリタル試驗場タルンブル千八百五十六年の報告）

ベシヤヤール千箇の産二グレイン（カピテンハツトン千八百六十九年亞細亞協會報告）

右四國に於ける原料繭自國産幡出入の數量及價額累年の比較は前項の如くなるを以て本項に對して滿足の答案を付する能はず繭の輸出は千斤を超ゆること少く輸入は晩近全く之なし左の（丙）表は外國産生絲の輸入及内國産生絲の輸出を統計せしものなり

右四國に於ける原料繭及其消費高累年の國別比較は全く之を知るに由なし要するに本品の貿易にして當地主要の地位を占むるものならんには精確の數を知る能はざるまでも當業者中大體の見込を立つる者あるべしと雖も如何せん生絲商業は極て微々たる狀況なるを以て有力の商家之に從事せず隨て産額等を研究する者殆ど之なし

左表に揭出するは（甲）表の合計と外國産輸入とを共計し外國への輸出高を控除し剩る所を以て假に消費高とせしものなり然れども商項の理由あるを以て生絲の消費高は實際之よりも多きこと論を俟たず

内國及外國產生絲輸出入表（丙）

年度	外國產生絲輸入	内國產生絲輸出	年度	外國產生絲輸入	内國產生絲輸出	年度	外國產生絲輸入	内國產生絲輸出
一八九一	二、七〇〇、〇六九	一、五三〇、九五九	一八九三	二、二九二、八四六	一、七四二、八三五	一八九四	二、三〇四、九六三	一、七九〇、一三五
一八九五	三、〇三〇、五四三	一、七九〇、一三五	一八九六	二、二八七、七五二	一、四九四、二四六	一八九七	二、四九四、七五九	一、六九四、〇一四

右四國に於ける製絲業者原料繭仕入の實況及方法は第二項の下に解說せし理由に依り之を詳說するべしと雖も是れ亦各地毎に相違あること疑を容れず

千八百五十年以來製絲業消長の實勢を觀るに生絲の輸出は進歩極て遲々たり寧ろ進歩なしと稱するも不可なからんか輸出品はベンゴールを除く外殆んど見るべきものなし左表は中央政府農商財務書記官ヲ・オグカンの編せる絹業略誌中より揭出せるものにしてベンゴール產の輸出額とす即ち二十箇年度平均毎年僅に一萬三千英斤の增加とす

該表は千八百七十年に止れりと雖も爾來著しき進歩なきは前出（丙）表千八百九十一年度以降九十六年度輸出額と徵して明なり

年度	輸出高	差引增減	年度	輸出高	差引增減	年度	輸出高	差引增減
自一八八四六至一八八五五	一、二九〇、〇一四	—	自一八五六至一八六〇	一、五二、一、七六八	二六二	自一八六六至一八七〇	一、五五八、二四六	七二四、八三
一、五二、一、四〇六	二二、二四八		一、四八五、七六三	二六、〇〇五				

右四國に於ける製絲業を保護奬勵し又は製工場及職工等に關する法律勅令其他顯著なる當業者間の習慣又は規約に關し之を概叙せんに既に解說せる如く當國生絲の產地はベンゴール州内に在りて同地の蠶業東印度商社の時代には大に奬勵勸業せしも該社解散して英政府に直隸せし以後は該州の蠶業を特に保護したることなし孟買、マドラス北西州、中央州にても本業を盛ならしめんがため政府先

ベンゴール州ビールブーム地方は本業に衣食する者一萬五千人、產額百六十萬ルーピー（千八百七十五年出版ハンター著ベンゴール農事月合）

マドラス州内サレム郡デンケンコッタに蠶業に從事する者四十人あり產額凡そ千ルーピー前後なり（千八百六十二年ドクトルバルフォーア著南印エンサイクロペジヤ）

バンガロール地生絲產額三十五萬九百二十八封（マイソール自治國屬印國人ベッチ千八百六十年報告）

前記の外之を詳にせず

右四國に於ける製絲工場組織の概要及生絲販賣の方法並に輸出入數量、價額の累年比較の二項は判然せずベンゴール州内製絲場の情況は好機を俟ちて之を調査すべし

製絲業者金融の方法は既に製絲業者の公に認められたる團體なき程なれば隨て同業者の金融を便ならしむべき特別の機關あることなく產繭地に就き一々調査すれば自然一定の融通法を發見することも或は之あらんと雖も是れ亦各地毎に相違あること疑を容れず

年度	輸出高	差引增減	年度	輸出高	差引增減	年度	輸出高	差引增減
自一八八四六至一八八五五	一、二九〇、〇一四	—	自一八五六至一八六〇	一、五二、一、七六八	二六二	自一八六六至一八七〇	一、五五八、二四六	七二四、八三
一、五二、一、四〇六	二二、二四八		一、四八五、七六三	二六、〇〇五				

右四國に於ける製絲業を保護奬勵し又は製工場及職工等に關する法律勅令其他顯著なる當業者間の習慣又は規約に關し之を概叙せんに既に解說せる如く當國生絲の產地はベンゴール州内に在りて同地の蠶業東印度商社の時代には大に奬勵勸業せしも該社解散して英政府に直隸せし以後は該州の蠶業を特に保護したることなし孟買、マドラス北西州、中央州にても本業を盛ならしめんがため政府先

づ資本を投じて試驗せしことあれども孟買は全く失敗しマドラスは幾分の成效に止り北西、中央州亦好結果を收めずして幾分か農事試驗場に於て從事するの外今は殆ど中絶の姿にして特に記すべき程の保護なし但し今日に於ても若し人ありて十分の成案を具して政府へ出願するに於ては養蠶地の租を減ずるが如き或は農事試驗場の一部を貸與するが如き或は他州の產種を無代交付する如き類の保護は或は之を與ふることなしと云ふべからず是れ其人其場合に依りて定むるものにして蠶業奬勵のため一般に豫め規定せる法律勅令なく又製絲場及職工に對する特別の法制なし（一般の製造場法を適用す）同業者の習慣規約等當孟買州には之なしベンゴール州には或は之あらんと雖も當地にては之を詳悉する能はず

●里昂蠶絲市況　里昂の蠶絲市況は甚だ沈靜なり絲價は日本機械絲一番半の相場四十二法、同二番四十法、掛田絲二番三十七法なる旨同地駐在帝國二等領事山田忠澄氏より去月二十日發の電報外務省へ到達せり

◉雜報

●大日本蠶絲會第七回大集會　大日本蠶絲會第七回大集會は豫定の如く三月二十七日を以て赤坂區溜池町なる大日本農會々堂に於て擧行せり來會者は東京府知事代理を始め無慮三百名にして午前十時に至るや來會者一同着席し幹事長岡毅氏開會の辭を述べ次に幹事紫藤章氏昨三十年度に於ける會務の要領及會計上の報告をなし夫より會員諸氏の演說あり正午休憩來會者に午餐を供し午後一時再び着席し來會諸氏の演說ありて三時少憩茶菓を供し引續き演說ありて五時過ぐる頃閉會し直ちに特別會員を以て定期會議を開き幹事長岡毅氏會長席に就き評議員の半數改選に取かゝるや改選者は會長の指名に一任することに決し岡會長は不日選定の上四月發行の會報に其氏名を報告すべき旨を告げ次で高橋元助氏は本會に於て定期開設すべき次期の大集會を横濱市に開設せられたき旨を建議し會長は其可否を起立に問ひ多數を以て之を可決し午後六時半散會せり當日の演說は左の如し

蠶神經系の變化に就て……農學士　石渡繁胤
養蠶術生の話……大畠喜三治
霜害の善後策……田中良太郎
日本蠶業の振興策……農學士　大森頑造
桑樹の結束に就て……船津傳次平
吾人は須らく平和の軍人を以て任ずべし……毛利正雄
硬化病の話……農學士　河原次郎
製絲の話……廣瀨由太郎
支那蠶の養法……大島正義
蠶業教育に就て……松永伍作

●評議員半數改選　大日本蠶絲會評議員芳賀權四郎、橋本重兵衛、岡毅、田原休之丞、田中節三郎、高橋信貞、辻暢太郎、永島禮七、町田菊次郎、松永伍作、足立元太郎、青山元、平野師應の十三氏は本會規則第五章第十八條に據り滿期退任となりたるに附き（見玉實詮氏の補缺を合せ十四名）其改選は前項記載の如く第七回定期會議に於て同會長に一任することに決したるを以て岡氏は芳賀權四郎、針塚長太郎、橋本重兵衛、高橋信貞、辻暢太郎、中村半左衞門、浦部良太郎、町田菊次郎、松田昌德、松永伍作、足立元太郎、平野師應、毛呂正容、鈴木武太郎の十四氏を指名選擧せり（新任者氏名いろは順）

●新潟支會石渡氏に銀杯を贈る　大日本蠶絲會新潟支會に於て昨年九月開設せし第二回品評會審査長として本會より出張せられたる技藝委員農學士石渡繁胤氏に同支會幹事長より左の書面を添へ銀杯一個を贈呈せり

恭啓本會第二回品評會開設に際し審査長として其職に盡瘁せられ爲に好結果を奏し當支會の面目不

過之依て貴下の功勞に酬ゆる爲茲に銀杯壹個を贈呈し聊か本會の徹意を表す幸に採納あらんことを

讀言

明治三十年十二月十日　大日本蠶絲會新潟支會幹事長　小藪準三郎

石　渡　繁　胤　殿

●伊達郡支會集談會

大日本蠶絲會伊達郡支會にては去月二十一日其第一回集談會を同町廣瀬座に開きたるに會員の來り會するもの百餘名にして午前九時頃幹事長淺野德三氏開會の辭を演じ併せて今回粟野村蠶絲業組合に招聘したる蠶業講習所技師松永伍作氏に請ふて清國養蠶の實況を聽くべき旨を報道し同九時三十分頃より午後二時まで同技師の有益なる演說あり終て協議會を開き同支會規則第十七條の後に「當支會々員にして死亡又は災害に罹りたる者ある時は弔詞及び花香料又は慰問狀を贈ることあるべし」なる一條を追加し同第七條に「方部委員若干名を置く」同第九條に「方部委員は特に支會より囑托す」の各項を追加し同條の任期は一ヶ年とあるを二ヶ年と修正すべしとの會長よりの發議案は滿場一致を以て議決し終て會員一同に酒肴及び辨當の饗應あり當日招待したる松永氏其他の人々には同町三宜樓に於て盛大なる宴會を開き午後三時頃散會したり

●生絲直輸出奬勵法に關する勅令

明治三十年法律第四十八號生絲直輸出奬勵法に依り生絲の檢査等級及奬勵金額の規定は去月二十九日勅令第五十一號を以て左の如く發布せられたり

第一條　生絲の檢査は左の各目に就き生絲檢査所に於て之を行ふ

一、原量　二、色澤　三、再繰　四、纖度　五、類節

第二條　前條の檢査は左の各號の一に該當する生絲五百斤以上を以て合格とす

甲　色澤純清齊一にして切斷の數三回以内纖度の差二デニール半以内類節の數五十顆以下のもの

乙　色澤純清齊一にして切斷の數六回以内纖度の差四デニール以内類節の數百顆以下のもの

丙　色澤純清齊一にして切斷の數九回以内纖度の差五デニール以内類節の數百五十顆以下のもの

第三條　奬勵金は左の區別に依り計算す但し一斤未滿は之を算入せず

甲合格生絲百斤に付五十圓　乙合格生絲百斤に付三十圓　丙合格生絲百斤に付二十圓

●生絲直輸出奬勵法施行細則

明治三十年法律第四十八號生絲直輸出奬勵法施行細則は去月三十日農商務省令第三號を以て左の通り相定められたり

第一條　生絲直輸出奬勵金を受けんとする者は雛形第一號の請求書を生絲檢査所に差出すべし

前項の請求者生絲檢査所所在地に在らざるときは其所在地に代第二條　生絲の檢査は左の方法に據りて之を行ふものとす

一　原量　天秤を以て生絲一俵の全量を檢したる後風袋其他附屬物の重量を秤りて之を控除したるものを生絲の原量とす

二　色澤　肉眼實定に據る

三　再繰　生絲一俵中より五本を採りて之を再繰器に掛け生絲の細太に應じ一分時間四十間内外の速力を以て二時間繰返し絲條の切斷數を定む

四　纖度　生絲一俵中より五本を採り一本毎に長さ五百メートルづゝ四回を採り其一口毎にグラムを以て原量を秤り之を舊式纖度四百七十六メートルに對するデニールに換算し其最大最小兩數を以て纖度の差を定む

五　類節　生絲一俵中より五本を採り檢類器に掛け一本毎に五百メートルに對する類節の數を檢し其平均を以て類節の數を定む

第三條　前條の檢査を經たる生絲は再び其檢査を受くることを得ず

第四條　生絲檢査所は檢査合格の生絲一俵毎に雛形第二號の檢査合格證副二通を檢査請求者に交付す

第五條　生絲檢査所は前條の生絲に對し所員立會の上檢査請求者をして俵毎に荷造を爲さしめ檢査合格證一通を封入せしめ當該檢査所名、檢査番號及合格等級を記し封印を施すものとす

前項荷造に係る費用は檢査請求者の負擔とす

第六條　第五條の手續を經たる生絲にして直輸出前其封印を破毀したるときは檢査合格の資格なきものとす

第七條　檢査合格證ある生絲を直輸出せんとする者は其檢査合格證の裏面に自己の住所氏名を記し調印の上其送狀と共に輸出地帝國稅關に送出すべし

第八條　帝國稅關は前條の裏書ある檢査合格證と其貨物を照合し一回の輸出額五百斤以上（檢査番號同一なるもの）なるときは檢査合格證に其輸出手數濟年月日を記入し調印を押捺して之を請求者に交付するものとす

第九條　奬勵金の下付を請求せんとする者は雛形第三號の請求書に前條の手續を經たる檢査合格證及外國仕向港に陸揚の證明書を添へ農商務大臣に申請すべし

第十條　前條の申請期限は生絲を直輸出したる日より百八十日以内とす

第十一條　生絲直輸出者委托販賣を爲すときは其受托者は帝國臣民又は帝國法民のみ社員若は株主とする商事會社に限るものとす

第十二條　本則には明治二十九年農商務省令第三號生絲檢査所法施行細則第四條（但書を除く）、第七條、第八條、第十三條、第十四條、第十五條を適用す（雛形略す）

（官報）農商務省令第三號生絲檢査所法施行細則（明治三十九年四月二日）抄錄

第四條　生絲の檢査は請求書受理の順序に依るものとす但第三條に依り指示せられたる時日に生絲を搬入せざるときは此限にあ

ちず

第七條　檢査を要する生絲を生絲檢査所に搬入したるときは生絲檢査所は檢査請求書に對し乙號雛形の預書を交付す

前項の預書は檢査濟了の後生絲の引渡を受くるとき之を生絲檢査所に差出すべし

第八條　生絲檢査所に於て生絲の荷造を解くときは檢査請求者は之に立會ふことを得

第十三條　生絲檢査所に於ては檢査請求者の搬入したる生絲に對し適當の保證なかるべからざるとき其の責に任ずず

第十四條　第一條等三號乃至第六號の檢査に供用して消費したる生絲は還付せず

第十五條　檢査を請求せる生絲にして檢査を與ふるの價値なしと認むるときは生絲檢査所は檢査請求者に對し其の請求を取消さしむることあるべし

●清國蠶絲業視察報告（承前）

高津仲次郎氏調査

●製絲業　清國の製絲業は古來普坐繰のみなれども其方法は我國の坐繰とは大に異り何れも足にて其枠を廻すものにして枠の下には常に火を置き之を乾燥せしむ大概は二口取なれども湖州邊には三口取あり枠の周圍は六尺以上にして漢口邊には一丈のものあり其枠は普揚返しを要せざる直繰なれども更に枠の角固着したるを見ず之れ火を置きて乾燥するにも由ると雖も元來繭の性質良好にして膠質少きに由るもの其重もなる原因なるべし然しながら其製絲法の疎忽なるは實に驚くべき有樣にして一度緒の切れたるときは更に後の緒を之に繋がずして枠に打附けたる儘繰るが故に之を購求したる機業者が繰返を爲すとき一度緒を失へば後の緒を得るに大なる困難を來すと少なからず其他類節多く細太均一ならざるも全く工女の疎漏に由るものにして大概繭二十粒位の太絲を採るもの多く加ふるに其總甚だ大にして一絙の重量八十匁以上百匁位のものあり之を扱ふの不便一方ならず然るに斯の如く疎漏の方法を以て製絲を行ひながら繭の撰擇には甚だ注意して最良なるものを以て自家坐繰製絲用と爲し却て下等の品を以て繭の儘之を賣却するもの多し之に由て之を觀れば清國の坐繰絲は金玉の鎖を以て瓦礫を造るものと云ふも蹤言にあらざるべし清國普通の坐繰絲は斯の如く疎漏の方法を以て生産せらるゝものなるが故に歐米地方の輸出絲に適するもの少なきのみならず清國内地に於ても經絲として普通以上の織物に用ふるものすら甚だ少なし然るに獨り浙江省中湖州南潯附近にて製するものは之を他の坐繰絲に比すれば較ゝ上等にして海外輸出と爲り内地にても經絲として機業家に貴重せらる之れ世間に知られたる支那七里絲にして其名稱の起原に就ては古來種々の傳說あり或は湖州附近に七里と云へる地名ありしに原因すと云ひ又は南潯七里以内の生産なるに依ると云ひ或は七里は七纏の轉訛なりと云ふもありて一定せずと雖も絲質の他に優等なるは一見して之を知るべく其最も細きものに至りては六七粒の繭にて製したるものあり然しながら之を我國の坐繰に比すれば其品位遙に下るを免かれず今佛國里昂に於ける昨年二月中の相場を比較すれば左の如し

日本坐繰二等三十五法　掛田三十四法　七里絲四等二十七法半

七里絲は之を上海に於て取引するに其品質の等級に依り種々の名を附し商標を用ふ例へば金獅子、麒麟等の如く其他倘數十種ありと雖も是等の商標は皆上海の商人が附するものにして其等級も亦此の賣込商人の鑑定に依りて定まるものなり普通坐繰絲と七里絲との價格は百斤に付大概六七十兩の相違にして巡廻中見聞せしところにては七里絲四百十兩に對し無錫の坐繰絲は三百四五十兩なり内地に於て七里絲を多く需用する場所は杭州、蘇州の兩府及其他の機業地にして楊子江沿岸九江、南京にても之を需用す殊に南京は古來織物の名産地なれども其生絲は之を浙江省より仰ぐもの多くして七里絲の消費も甚だ少からずと云ふ

輸出用となるべき坐繰絲は總て上海を經過するものにして同地問屋の手を經るが故に其荷造も全く此問屋に於て行ふ其造り方は十二絙を以て一括を爲し十二括を一個と爲すものにして一個の重量は正味八十斤と定まれり荷造の時は毎括の兩端を眞綿にて包むを以て習慣とせり

器械製絲場の清國に始めて起りたるは上海の居留地に實昌號と稱する製絲場の設立せしもの之が嚆矢にして今を距る二十年前即ち明治十一年にして清曆光緒四年にあり器械は伊太利風ツンネル式の鍋製ふるものの少なくして甚だ振はざりしに日清戰爭の結局馬關條約に依りて居留地の工業自由となるや上海は一時工場設立の燒點と爲り清國政府も亦兩江の各地方官をして江、浙兩省の富豪に說かしめ日本人進入し來りて斯業に手を下さゞるの前に於て製絲場を設立すべしと促したれば爾後俄然其數を增して今日迄にて斯業せるものの從前の分と合して上海に二十九箇所内地に七箇所の器械製絲工場を見るに至れり其中上海に設立したるもの二十九箇所の釜數は八千五百三十八個にして上海以外の七箇所は釜數

合計一千三百五十二個即ち此兩者總計九千八百九十個の製絲釜殿は今日清國に現在するを知るべし然しながら此中公然居留外國人の所有に屬するものは僅々四箇所に過ぎずして其釜數も一千六百四十四個に過ぎず他は皆清國人の所有なること次表に示すが如し

清國製絲所一覽表

創立年度	名稱	口數	釜數	持主
光緒	祥記	四—五	四一六	湖州人
同	瑞綸	四—五	三〇〇	杭州人
廿二年	永泰	四	無錫人	吳少薛
同	寶和	四	一〇〇	湖州人
十六年	廷昌恒	二	同	黃鎮之
廿二年	緯雲	四	一五〇	無錫人
四年	寶昌	五—六	四〇〇	佛人
廿二年	震昶	四—五	二〇〇	湖州人
同	經綸	四—五	二五〇	同
十八年	鑑華	四—五	一五〇	紹興人
同	新祥記	四	四一六	湖州人
廿二年	恒泰	四	三〇〇	紹興人
同	瑞成	六	二〇〇	王鎮山
同	祥純	四—五	二〇〇	湖州人
同	信昌	三—四	二〇〇	杭州人
同	寶昌	四—六	二〇〇	湖州人
四年	振綸	四—五	五四四	佛人
十八年	綸華	四—六	八〇〇	杭州人
廿二年	純昌	四	八〇〇	寧波人
五年	公和永	五	三八二	無錫人
廿二年	乾豐成	四—五	三〇〇	湖州人
同	祥經	四	三〇〇	同
五年	怡和	四—六	四五〇	英人
廿二年	祐成	四	三〇〇	湖州人
同	緒成	四—五	三〇〇	同
十九年	信昌	四—六	四五〇	紹興人
二十年	有成	四—五	二〇〇	邢垣順
廿二年	乾康	五	二五〇	杭州人
廿二年	祐昌	四—五	一四〇	湖州人
以上上海計八、五三八			清人	吳少園
				瑞四人
				巴昇
創立年度	名稱	口數	釜數	持主
廿二年	絲經	四—五	三〇〇	湖州人
廿二年	奚興絲廠	四	三〇〇	同
廿三年	同	五	一四〇	同
以上江蘇省世經繰絲機廠				
廿二年	合義和繰廠	六	二〇〇	同
同	開源永繰廠	六	二〇〇	同
廿一年	大綸機器繰絲廠	四	二〇〇	同
以上浙江省				
廿一年	湖北繰絲官局	五	二〇〇	清人
以上湖北省	武昌		一、三五二	
	計		九、八九〇	

以上各製絲所の器械は其構造大概一僑所の釜數多きは五百以上少きも八十乃至百を下らず何れも四口取乃至六口取の鐵製クンチル式直繰にして我國の如く揚返しを爲さず之れ清國滿は其質良好にして膠質少く揚返を爲さゞるも枠角に固着するの恐なきによるならん其製產する生絲は原料の良好なるが爲め皆優等品にして我國器械絲の優等品より尙數等の上に卓越するものあり又上海に於ける製絲所は以上示す如く皆一私人の所有なれども上海以外のものには半官半民のものあり漢口對岸なる湖北省の武昌に於ける湖北繰絲官局は其名の如く殆ど官局同樣にして光緒二十一年即ち我明治二十八年の建設なり其目的は重に四川、湖北、湖南等の繭を以て製絲するの考なりしも實際開業の後に至りて此各省の繭を試驗したるに品質不良器械製絲に不適當なるを發見したりとて一時休業したるも本年は其原料を無錫に仰ぎて再び開業せんとすると又蘇州に於ける蘇經絲廠は光緒二十二年即ち我明治二十九年にして全く半官半民の性質を帶び一種變態の組織なり即ち日清戰爭の當時蘇州府の富豪より政府が借入れたる七朱利公債を六十萬兩を振り替て其儘資本と爲し公債持主を株主と爲して之に加ふるに又六十萬兩の追募株金を以て合計百二十萬兩にて器械製絲場及木綿紡績所を起したるものなるが故に百二十萬兩の中幾部分が木綿紡績の資となり幾部分が製絲業に投ぜられしや明白ならざれども其工場は相並んで設立しあるを見れば恐らくは其計算も共通なるべし營業の執務者及監督者は政府の官吏にして株主には政府より下付する七朱の利子の外に尙營業の純益を配當するものなり此七朱利は軍事公債の利子として渡すものなれども其公債は株金に形を變じたるに依り實際に於ては營業の助成金にして保護會社と同性質なれども執務者は官吏なるを見れば政府が民間より金を借りて行ふ一の官業とも見らるべきものなり

杭州に於ける世經繰絲機廠は同地方の商人が政府の勸誘に從ひ設立したるものにして其他蕭山、東關鎭、塘棲等の各絲廠も大概民有のものなりと雖も皆政府の勸誘に依りて成りしものなれば從て何等か特典免許等を有するものなるべし

上海に於て製絲所に用ふる水は皆蘇州河の河水を漉して用ふるものにして其性質の良否は容易に之を判すべからずと雖も長江の末流なるを以て水中に溶解せる混和物は自然に沈澱して製絲に有害なる分子は陶汰さるゝに由り甚だ適當せりと

工女の給料は其技術の巧拙に依り一日十錢より三十五錢までの差あり皆食料は銘々の自辨にして大概上海近傍より之を募集するもの多けれども中には寧波、廣東邊より來る出稼人もあり執業時間は朝六

時より夕六時までにして晝間午餐の爲め凡一時間の休息を與ふるものとす今上海製絲所の率先者たる寶昌號の模樣を述べんに其釜數は五百四十四個にして何れも六口取り伊太利風のクッチル式に依り之を運轉するに十馬力の機關を用ひ一日の石炭消費高は約八噸を要すと云ふ而して從業者人員は左の如し

繰絲工女	五百四十四人	一教師	六人
一口出工女	二百七十二人	一其他雜役	者干人
一繭揀別工女	三百二十人	合計一千三百人	

此中教師六人は伊太利及佛蘭西人にして他は皆支那人なり製出する生絲は八デニールより十四デニールまでにして頗る優等の名を博し聲價世界に高しと云ふ

又上海にては製絲器械の價甚だ安くして其一個の價左の如し

六口取り（清貨）六十五兩（圓銀換算）八十七圓　五口取り（清貨）五十五兩（圓銀換算）七十四圓　四口取り（清貨）五十兩（圓銀換算）六十七圓

之れ我國の相場に較ぶれば頗る低價なり

器械絲の荷造り方は坐繰と異にして一括の重量を八封度十四オンスと爲し十五括を以て一個となす故に一個の重量は正味百斤とす

又百斤の絲を製出するには原料繭五百斤を要する割合にして此五百斤の中二割は玉繭又は屑繭として擇拔くが故に實際原料として使用するものは四百斤なれども支那人の習慣として斯の如く精選したる繭を販賣するものなきが故に上海の製絲所に於ける損益如何を推算せんとならば其原料の相場五百斤の價を知りて之に製造費二百圓を加へ其中より屑繭代價凡五十圓を差引かば生絲の原價を算定し得べし然るに昨年來上海に於ける支那繭相場は如何と云ふに一昂一低頗る激變ありしと雖も之を要するに製絲所の數俄然增加して其需用を多くしたる割合には繭の供給意外に少くして江蘇、浙江の兩省とも其生産は依然內地の坐繰絲に向つて吸收さるゝもの多くして上海より出張せる各門莊の手に入るもの少きが故に各製絲家は止むを得ず價を競り上げ遂には絲價に對して平準を失はしむるに至りしもの少からず殊に繭の絲量少くして一擔の絲を得るに五擔半の繭を要したる等より製絲家の損失多くして失敗者續出し遂に中途にして其業を停止するものあるに至れり然るに本年も兩江地方一帶不作なる爲め

上海へ輸入すべき繭は甚だ少くして其數大凡二萬二三千擔に過ぎざるべしとの事は前に記せし如し然しながら上海製絲所の釜數は合計八千五百三十八個あるが故に一釜に對し五百斤即ち五擔の繭を要するとするも四萬二千六百九十擔を要する勘定にして實際の需用高の僅に半數を充たすに過ぎず故に現今の事情にて推測すれば上海の製絲所は原料の不足に迫まられて其半ば營業を停止するの不幸を免かれざるや明かなり之れ然しながら本年初めて遭遇したるものにあらずして昨年も既に同樣の始末に依て苦しめられたるに依り本年は各製絲所とも其前轍に鑒みて兩江地方繭の不作と聞くや全く休業と決したるもあり又は所有器械の半ばを停止せんとするものありて豫め皆準備したる模樣なれば本年度上海の器械絲生産高は甚だ多からざるべし

上海以外に於ける製絲所も其事情又同樣にして原料の不足と工女の不熟練なる爲め拙々しき進歩を爲さず之れ亦半ば休業の姿なるものあり

從來上海の器械製絲所に於ける良風と云ふべきは歐米の機業家に對し中間の仲次を經て注文を取り前約束にて製造せる事にして今日も尙ほ此法に依るが故に日本の如く製絲家狼りに前途を思慮して無謀の投機を爲すが如きものは甚だ稀なり然しながら上海の繭相場は供給不足に依りて常に賣方の氣焰を高め本年も其價百十兩前後にあり故に五擔の代價を圓銀に換算せば（一兩は一圓三十五錢）七百四十二圓五十錢となるべく之に二百圓の製造費を加ふれば九百四十二圓五十錢なり其屑繭一擔の代價凡五十圓を差引かば八百九十二圓五十錢にして上海相場九百四五十圓以上ならば製絲家尙其利益を收め得べしと雖も斯る相場の出でざるに於ては甚だ羨望すべき程の利益はあらざるなり

以上の事實なるが故に上海製絲場の前途は唯其原料と爲すべき繭の供給增加して之を得る事容易なるに至らざれば到底十分の收益を望み難きのみならず又其營業を繼續する事も困難なりと云ふべし況や斯の如く供給不足の地より我國へ繭を輸入して製絲の原料と爲さんとするが如きは更に困難の業なり

今上海相場一擔百十兩の繭を我國へ輸入して之を製出する計算を示せば

一金七百四十二圓五十錢	原料繭五擔代（一擔百十兩）
一金二十圓二十五錢	上海輸出稅（一擔三兩）
一金七圓五十錢	横濱まで運賃（一擔壹圓五十錢）

一金十圓　同上諸掛（擔二圓）
一金三十七圓十二錢五厘　本邦輸入稅原價五分
計八百十七圓三十七錢五厘
一金百八十圓　生絲百斤製造費
内六十四圓　玉繭屑繭百斤賣却代一圓に付二百五十目

差引合計金九百三十三圓三十七錢五厘

是に由て觀れば上海の製造費に比し我製造費は二十圓安しと雖も運賃並に輸出入稅に於て七十四圓八十七錢五厘を拂はざるを得ず故に差引五十四圓八十七錢五厘の金額を日本製絲家が上海製絲家に比し餘分に負擔する譯にして唯屑繭の相場に付爰に見積りし如くなる時は彼是十四圓の相違あるを以て之を差引くも尙其間四十圓餘の差にして此上に清國と日本とは輸出稅に於て十圓以上の差あるが故に日本絲は其差額だけ高價に賣らざる可からず今其輸出稅の比較を示せば左の如し

清國生絲輸出稅	百斤に付十兩	同一分銀七十五個
日本同上	同	同

之を圓銀に直せば一兩を一圓三十五錢として清國は十三圓五十錢日本は壹分銀一個を三十一錢五厘とし二十三圓六十二錢五厘なり故に日本の方十圓十二錢五厘高しと云ふべし　（未完）

●蠶種檢査法未施行地　明治三十年法律第十號蠶種檢査法第十三條に據り東京府の内伊豆七島及小笠原島に於て蠶種檢査法を當分施行せざることを認可せる旨去月十一日農商務省告示第五號を以て告示されたり

●生絲檢査所生絲檢査調　横濱生絲檢査所に於て三月中内外生絲貿易商及地方生絲製産者の請求に應じて檢査を施行せられしもの左の如し

檢査請求項目　原量、正量、再繰、繊度、類節、強力、伸度、練減

生絲檢査件數

	原量	正量	再繰	繊度	類節	強力	伸度	練減
器械	六一	六一	三	三	三	三	三	二九
坐繰								
計	六一	六一	三	三	三	三	三	二九

檢査請求人員

	原量	正量	再繰	繊度	類節	強力	伸度	練減
内國人	一三一	一三一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
外國人								
計	一三一	一三一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

	原量	正量	再繰	繊度	類節	強力	伸度	練減
器械	八九	八九	八	一	一	一	一	一
坐繰								
計	八九	八九	八	一	一	一	一	一

●若尾幾造氏の貯繭庫　近時貯繭の法に就ては種々の新案を工夫するものあり然れども未だ以て其手立の簡易にして其方法の完全なるものを見ず先づ目今の所にては纏詰法を最とするものゝ如し去ながら斯法は小製絲家に適するも大製絲家に適せざるの感あり然るに予今回製絲上に關る事項取調の爲め群馬縣下に至るの途次武州本庄驛を過り横濱の富商若尾氏の貯繭庫を見て大に啓發する所あり故に左に其大要を書し該業者の一粲を博せんとす抑ゝ若尾氏の貯繭庫は幅六間半、長四十間の二層樓なる煉瓦造倉庫にして上層、下層共中央に九尺の廊下を設け左右に貯繭室を置く下層の貯繭室は之を十六室に分ち一室の幅二十四尺、深十五尺、高十一尺とし上下左右共に亞鉛板を以て張詰め些の間隙なかちしめ出入口は高さ四尺、幅三尺の戸を附し殺蛹後直ちに本乾燥を了したる繭を一石入の麻袋若くは濾紙袋に入れ是を該室内に送り層々積重ね四百袋を入れ了り直ちに出入口の戸を密閉し目張をなし他の濕潤なる空氣の侵入を防ぐの法なり而して上層は十九室を有し幅、深共下層に同じと雖も高は八尺五寸なり故に容繭の量も亦少く一室三百六十石を納ると云ふ上下全庫を通じて一萬三千二百四十石の繭を貯へ得るなり而して其貯藏の繭は今春に至るも毫も異狀を呈せず戸を開けば殺蛹當時に於ける繭の香氣芬々として鼻を衝き來る其狀新繭に於けるものゝ如し又此倉庫の倉敷料は一石一ヶ月金三錢五厘にして一室貸切なれば上層の一室は一ヶ月金七圓五十錢にして下層の一室は金十圓なりと云ふ豈低廉ならずや此の庫内一室の容積に就ては稍大に過ぐるの感ありと雖も斯業の爲めには一大進歩にして實に若尾氏の功多とするに足れり云々と某氏は語れり

●福島縣西ヶ原同窓會概況　福島縣在籍者にして去る明治十九年以來農務局西ヶ原蠶病試驗場、舊蠶業試驗場及蠶業講習所に於て蠶業に關する業を修めしもの昨三十年迄八十五名の多きに達し其内種々の異動及死亡者等ありと雖も猶七十有六名あり抑ゝ同縣の如きは從來蠶業本場の一として

群馬、長野縣等と其の名を均ふし或は私立の蠶業傳習所を設立するものあり或は縣稅を以て蠶種檢査員養成所を設立し一方に於ては縣立の蠶業學校を設置せる等の機運に際會せるも前途甚だ多端なる今日に於ては同窓の下に苦學せるもの前述の如く多きに達せるを以て時に其住所をも知ること能はざることなしとせず此に於てか本年二月十二日を卜して信夫郡福島町清賞亭に於て同窓會發會式を擧行せり今其概況を記せんに同日は生憎前日來の降雪霏々として止まず積んで尺餘に至れる處ありしも安樂縣知事、檜垣書記官、加藤參事官、鈴木第五課長、外山蠶業學校長等を始めとして發起人池田常藏、桃井與五右衛門、淺野德三、丹治清太郎、橋本宗太、齋藤常吉、菅野宇内、菅野忠左衛門、細貝順吉の諸氏二十有餘名の同窓者及招待員なる三新聞社員等三十有餘名相會せり纏て席定まるや橋本周輔氏開會の旨趣を述べ次に池田常藏氏を座長に推し會則を議定し役員の撰擧を行ふ淺野德三氏は會員總代として祝詞を述べ次に安樂縣知事は本縣下の蠶業上に關して痛切なる演說あり檜垣書記官は同窓會諸氏に望む旨を演說せられ外山蠶業學校長は微粒子病に關する研究新試弁に練木蠶業講習所長より注意の旨を代演せられ幹事は各所よりの祝電祝詞の披露をなし終て懇親會を開き各自十二分の觀を盡して散會せり而して同會幹事長に池田常藏幹事に淺野德三、丹治清太郎、橋本周輔の諸氏選定せられたりと云ふ

●京都府第八回製絲集談會　京都府第八回製絲集談會は去る三月二十四五の二日間加佐郡河守町瑤仙寺に於て開催せられたり今其狀況を記せんに會場の入口に設けられたる宏壯美觀なる一大絲門は一見來會者をして地方製絲家の熱心なる歡迎に驚かしめ會場準備の整頓せるは係員諸氏の周到なる注意に感ぜしめたり來會者は陸續として四方より參集し定刻には既に滿堂立錐の地を餘さゞるに至る玆に於てか內海府知事の祝辭、川本郡長の祝辭、來會者總代の答辭ありて開會の式を終へ左の討議題に就きて各來會者は何れも熱心に實驗を語り學理を說き或は疑問を質し之れを評決して各問題の方針を定めたり又神戶生絲檢査所技手吉田健次郎（タンタル式と共撚式との利害）蠶業講習所教師山本竹藏（繭繅解の良否）の演說ありて來會者に滿足を與へ二十五日午後五時過閉會せり來會者は府知事代理小山屬、川本郡長、吉田技手、山本教師を始として府下蠶絲業組合頭取、各郡組長當業者等無量三百餘名にして地方に稀なる盛會なりしと

討議題　一繭買入に關する製絲家の覺悟如何、二生繭鑑定の良法如何、三伊藤氏瓦斯殺蛹の效果如何、四小枠回轉の速度が生絲に及ぼす關係如何、五濱賣絲を製すると丹後向絲を製するとの得失如何、六デニールを均一ならしむる便法なきか、七府下製絲業者聯を團結結社するの利害及其方法、八本業者に精神的快樂を與ふるの方法如何、九本業者が社會に對する經濟的動作如何、十製絲家の他の工業に對する態度如何、十一府下蠶絲業振興の方法如何、十二原繭改良策如何、十三殺蛹乾燥を完全ならしむる方法、十四類節を生ぜしめざる方法如何

●養蠶集談會　京都府加佐郡蠶業會第二區第五回養蠶集談會は去月二十八日東雲村即心寺に開き緊要なる諸問題に就き來會者各熱心に討議し平野勇藏、荒賀莊太郎氏等の演說あり又同蠶業會第三區第四回養蠶集談會は三月二十四日池內村學校に開き福井高五郎、早水藤吉、岸田良藏、木下伊三郎、川端寅市氏等の演說ありて共に非常の盛會なりしと

●模型蠶室　福島縣蠶業學校に於ては昨年中群馬縣廳を經て　小松宮殿下の靜岡縣三島御養蠶室の模型製作を群馬縣北甘樂郡三岡町なる同殿下養蠶主任佐藤國太郎氏へ依頼したりしが其後佐藤氏は職工に命じて其模型を作らしめ自身終始監督せしを以て遂功も意外に捗取り去る四月一日佐藤氏は同模型を携へて群馬縣廳へ出頭し尙其說明の爲めに更に福島縣へ向へりと因に曰ふ同模型は現蠶室の二十分の一なりと云ふ

●製絲工女の龜鑑　群馬縣碓氷郡安中町眞下きよ子は去る明治二十三年同地の小學校を卒業して翌二十四年七月富岡製絲場へ入場せり斯る製絲工女の多くは品行不正にして惡評多きが中にきよ子は性來品行方正なるが上に尙謹愼を加へ事業に精勵せしかば七等工女より漸次昇りて檢査補となり二十六年十月檢査に進み工女の模範となすべしとて場內外の評判宜しく去る三月まで勤續せしが期滿ちたるを以て解雇を願ひ出で更に本月一日より福島縣蠶業學校製絲教師に採用せられしと云ふ實に製絲工女の龜鑑と謂ふべし

●蠶業講習會　山口縣大島郡短期蠶業講習會は三月五日より同二十五日迄同郡日良居村に開設し

講師には同縣農事巡回教師齋藤道太郎氏を聘し桑樹栽培法、養蠶法の講習をなし二十五日修業生徒に修業證書授與式を擧行せり當日の來賓には郡長、郡吏、村長其他の參列者席定まるや齋藤教師は講習會の經過を報告し證書の授與を申請す郡長は順次修業生徒二十五人に證書を授與し次で演說をなせり次に齋藤教師の祝詞生徒惣代の答詞來賓の祝詞演說等ありて十二時三十分式全く終り閉場せり當日齋藤教師の祝詞は左の如し

本日なかゝりて此式場に貴賓の來臨を辱し大島郡蠶業講習會講習生徒の修業證書授與の典を擧ぐるに當り郡長閣下の高論を賜ふ翻り修業生徒の名譽なるのみならず本會の光榮何者か之に加かん翔〻蠶絲業の振否は國家の盛衰消長の繫る所豈に忽諸に附すべけんや夫れ然り各國蠶絲業の事は將學上に於て研究に意りなき所以なり殊く蠶絲業外見の現時の景況を見よ佛國國會は蠶業奬勵法案を可決し米國々會は絲の海關稅を重くし清國蠶絲業亦長足の歩を以て進みつゝあるにあらずや今や蠶絲業界に於ける各國競爭準備は着々として歩み進め三十三萬の巨額將に電掃一瞬霹靂として市場を陷れんとす諸氏は須く鋭を裝ひ劍を執て立ち而して能く此戰鬪市場に勝利せざるべからず諸氏の責任實に重大にして又愉快ならずや本郡は而も氣候適を得肥料又意當風俗純眞にして一致協力の美性を有す戰鬪準備に於て缺くる所なきなり諸氏は今茲に名譽ある修業證書を携出して即ち戰鬪に從事せんとするの怒濤激瀾に迫り彈丸頭上に飛ぶは素より覺悟せざるべからず予は信ず諸氏は其益得したる技術の銳、學理の劍を以て東西に奔騰し內に識を練磨に而し外は千里市場に於て勝を制するを得て而して諸氏今日の盛典に報ずる所ありと謂ふべし謂ゝ一言を述べて祝詞となす

●生絲貿易創業者の死去　横濱市南仲通四丁目生絲仲次入羽島悅次郎氏は此程死去せし由なるが氏は上州前橋に生れ横濱開港の際同地に移り安政六年八月十五日同港碇泊中の米船に提絲若干を携へ至り曾て米國に漂流して同船に乘組居たる紀州の漁夫彦藏（十六年）の通辯に依り同船乘組支那人ハショウなるものと商談を開き生絲和一斤に付我一歩銀十二個の割合にて賣込みたるより本邦人の生絲貿易を試るもの續々輩出したる次第にして羽島氏は我生絲貿易の創業者なりといふ

●脇田重太郎氏　脇田重太郎氏は此程堺玉縣拔手に任用せられたり

●清國の桑葉　清國桑葉の件に就き本月十一日上海發左の電報横濱三井物產會社へ到達したる由

當地の桑葉は千八百九十七年（昨年）に比し二週間程遲れたり

●實業教育費國庫補助廢止　石川縣江沼郡蠶絲業組合立簡易養蠶學校國庫補助金は實業教育費國庫補助法第六條但書に依り明治三十年度限り廢止する旨去月二十九日文部省より指令ありたり

●離木氏清國養蠶學堂に招聘せらる　宮城縣農學校教諭たりし離木長氏は今回清國浙江省杭州府に創設せられたる養蠶學堂に招聘せられ本月六日午後十二時三十分新橋發の汽車にて神戸に直行し夫より長崎を經て同地へ赴任せらるゝ由同學堂は西湖々畔にありて杭州知府林啓氏管督の下にありと云ふ抑〻此事たる始め其教師に佛國人を聘するの議ありしも遂に本邦に依願するこに決し同知府林氏より在杭州領事館事務代理速水一孔氏を經て我外務省へ請求する所あり外務省より其人選方を農商務省に依願し同省農務局は蠶業講習所に詢りて同所出身者たる前記離木氏を選定せられたるものなりと而して同學堂には既に清國教師一名あり寧波の人にして江生金と云ふ氏は光緒十三四年の頃寧波養蠶所の工長となり同十五年二月上海を發して佛國に渡りモンペリー養蠶所に於て見習を終り夫より巴里に出で又里昂に至りて同地及其附近の製絲所を歷觀し同年十一月上海に歸着し爾來廣東に於て蠶業に從事したるものなりと云ふ聞く該學堂を左右するの權は今回赴任せられたる離木氏の手理にありて江氏は其次席たるべき人なりと尙同學堂章程の全文は左の如し　（意譯）

●清國杭州府養蠶學堂章程

一本學堂は簡易を以て主とし學生卒業後は各自顯微鏡其他蠶學上必要の器械を携提し本府所管の各縣及嘉湖各府に派遣し養蠶公會を勸立し以て斯學の擴張を圖るものとす

一教師は二人或は一人とし外國蠶業講習所若くは蠶業學校を卒業し蠶學に精通したるものを以て之に充つ尤も此の選任は特に緊要の件にして本學堂全局の關鍵とも稱すべきものなり

一學生年齡は二十年內外の者にして其性質聰明靜細且普通の文義を解するものたるべく入學試驗の節豫め受驗者名簿を調製し置き先づ高點者三十名或は五十名を採用入學せしむるものとす抑〻墺國蠶業講習所の如きは學生五百名女工四百名の多きに至りしを以て創設の初年僅に十萬蛾を檢査せしも爾後百九十一萬蛾を檢査するに至る然るに本學堂は女工を採用せず故に爾後可成不急の經費を節減し漸次入學生の擴張を圖るものとす

一學生の課程は素より教師の定むる所に由るべし雖も大畧左の如し

一顯微鏡用法、一蠶體生理、一蠶病の原由及其防止法、一養蠶法

一經費の計す限りは六百餘の顯微鏡幷に各種の器械及試驗用藥品を購求するものとす

一先づ日本蠶書及圖說を繙譯し印刷に附し廣く養蠶家各自に傳播するものとす

一中國圖學久く廢す故に外國繪く所の蠶病を模寫し印刷の上考驗に資するものとす抑ゝ外國に於ては最も圖書の學を重じ各學校若くは各廚局に於て往々圖書科を設くるものあり然れども本學堂は經費十分ならざれば素より拾捨折衷を要すと雖も必ず圖書及印刷には洋紙を須ひ細密の所に至るまで盡く描出することを要するものとす

一中國の蠶見にして上蔟前病僵し或は僵死に至らざるも病蠶となり棄捨するに至るものあり之が爲め貧民の資本を虧損し遂に破產の慘況に陷るもの尠からず是れ病瘟に由るものと天候不順加温度を過るに由るものと相半す然るに外國の如く適當の暖房器を用ふる能はざるも先づ必ず寒暖計を用ふべし日本製寒暖計價僅に百文（我十錢餘に當る）に過ぎず本堂に於て購買し置き人民各自へ拂下げの便を開くものとす

一廣く外國蠶種を購買し選種配種の法を考驗するものとす

●清國蠶の試驗　近時清國產繭絲の品質頗好なりとの說漸く斯業界に囂しく爲めに同蠶種及繭の輸入を圖るもの年々に增加するの狀況を呈し現に一昨廿九年以來は每年其輸入高數十萬圓の巨額に達するに至れることなるが若し果して同種の本邦種に比し良好なること世論の如きものありとすれば之を復製增殖して由來外國生絲市場に於て非難の聲高き本邦蠶絲改良の資に供すべきは誠に目下緊急の要務なりと謂ふべし然れども蠶の性たる固と一定不易のものにあらず飼育の精粗巧拙又は風土氣候の異なるによりて多少の變移を免かれざるものあり且邦土の如何に由り自ら適否の別あるべきは勿論にして甲地に適せるもの必ずしも乙地に宜しからず乙地に宜しきもの又必ずしも甲地に適せりとなすべからず是を以て該種の果して能く本邦の風土氣候に適して良然の結果を奏すべきや否やに至りては最も精細なる檢計を要すべき所たりずんばあらず然るに從來本邦に於ても二三種の蠶見を飼育するものありしも未だ以て之が可否優劣を決定するに至らざりしが農商務省にては夙に玆に鑑むる所あり昨年蠶業講習所技師松永伍作氏を派して同國蠶絲業の視察を命じ且つ重なる場所又は重なる種類に就き親しく撰擇蒐集せしめられたる蠶繭及蠶種は二十有餘種の多きに達したる由にて蠶業講習所にては勿論右各種蠶見躰質の健否、飼育の難易、繭質の良否等に就き精密なる試驗を施行せらるべく其結果如何は當業者の等しく延領して期待する所なるが尙ほ同所にては一僅所の試驗成績のみにては之が適否及優劣を斷定するに於て滿足すべからざるものとし京都府高等養蠶傳習所を始め全國十餘箇所に之が試育方を依頼されたりと云ふされば當業者は期年を出でずして詳細なる各所試驗成績の報告に接し以て此重要なる未了の問題を解釋し得て年來の渴望を皆するに足らん

●西ヶ原の春蠶掃立　西ヶ原蠶業講習所に於ける春蠶の掃立期を開くに本年も昨年と同じく氣候の後れたるが爲め來る二十日頃に至らざれば桑芽の開綻を見ざる由にて從て蠶見の掃立も本月三十日前後なるべしと云ふ

●蠶業講習所生徒　蠶業講習所に於ける生徒傳習の狀況を聞くに本科二年生四十三名、同一年生四十九名にして規定に從ひ着々勉學しつゝあり而して本年三月入所せし別科生の氏名は左の如し

千葉　島野吉五郎　大坂　麹谷伊三郎　鳥取　周山豐次郎　新潟　瀧澤國次郎
京都　片山專一　山梨　磯部孔一郎　千葉　深山秋三　茨城　川崎清平
山梨　原平　神奈川　福田爲一郎　秋田　佐藤慶太郎　栃木　茂木正作
愛知　山本秀次　三重　谷口周三郎　埼玉　鈴木萬七　高知　柿本忠太郎
三重　大井定吉　山形　小四郎　宮城　永谷悌之助　靜岡　林初太郎
長野　兒玉孫藏　愛知　田中與吉　廣島　入谷太六　香川　山本太郎吉
芝原　不動勝二郎　群馬　立花蕭宮　城長谷新
島根　靜雄　岩手　佐川庄助　岡山　小林一郎　高知　井上正茂
愛媛　攝津　秋田　谷田部七五郎　同　田中照吉　鹿兒島　宮路隼人
熊本　西村國太郎　岐阜　後藤吉次郎　東京　神藏要吉
埼玉　岩崎勝五郎　島根　門脇永太郎　福岡　岡島疊三郎
山口　豐田武之助　上村敬次郎　深田恒雄　栃木　伊藤鐵五郎
山梨　野澤鶴　石上巖太郎　岩崎志一　新潟　篠崎竹三郎
神奈川　座間龜三郎　福島　坂本守彥　靜岡　熊本　山田德次　茨城

高知　堅田直喜　群馬　松平銀太郎　福井　野尻正規　佐賀　櫻井竹次郎
宮崎　山下好正　同　富澤嘉市　富山　增田多實　山形　熊谷喜三郎

●桑樹霜害豫防の準備　群馬縣下の養蠶家一同は本年氣候の不順なるより養蠶季節に及びて降霜の害あらんことを豫期し目下各自團躰を組織し桑園に熏蒸法或は水射法の豫防を施さんとて夫々準備中なりと云ふ

●支那繭の需要　本邦に於ける絹布製織業の進歩するに從ひ支那杭州及蘇州地方より產出せる生絲を輸入し本邦產の生絲と混合して製織するもの次第に增加し加賀の奉書紬、尾濃地方の羽二重織の經絲若くは西陣に於て製織するテーブル掛等の原絲には疾くより之を使用し來りしが關東地方の製織家も亦前年支那繭を輸入し絹絲紡績會社に託し製絲せしめしに色澤、纖維、解舒、耐久力等孰れも本邦生絲に優る所ありしより伊勢崎銘仙其他の原料絲には之を使用するに至りし由而して支那繭の輸入港は是迄橫濱に限られたる狀況なりしも昨年は大坂の三井物產會社支店、日印貿易合資會社其他上海に支店を有する各商店に於て其輸入を企て京都、滋賀等の各製絲會社に於て之を製絲せしが本年は上等繭の輸入を仰ぎたしとて地方の製絲家より三井、日印等の貿易會社に委託したる由因に記す支那繭の價格は通常本邦產に比して二三割方の廉價なりと云ふ

●日向延岡の蠶兒發生　去る三日附を以て橫濱へ達せし電報によれば同地に於ける氣候は其後非常に暖氣を增し蠶兒續々發生し早生桑を有せざるものは掃立飼育し能はざる爲め已を得ず放棄せしもの多く爲めに蠶種は不足し一層掃立減少すべし併しながら貯藏に注意せし分は異狀なく多分來る十日頃一般の掃立とならん又桑相場は前述の如く掃立減少より先行意外の廉價を來すべしと思はる云云とありし由

●技藝委員出張　大日本蠶絲會に於ては栃木縣安蘇郡犬伏町農林會長關根粲次郎氏及同蠶絲業組合幹事川島仁左衛門外二氏の請求に據り同會技藝委員農學士渕原次郎氏に出張を囑託し同氏は去月二十六日犬伏町に出張し一場の演說をなしたり

●叙任及辭令

叙正七位（三月二十四日）
叙從六位　從七位　船津傳次平
正七位　紫藤章
叙從六位　從七位　今西直次郎
叙正七位　從七位　高橋信貞
叙正七位　從七位　田原休之丞
叙正七位　從七位　淵中文助
叙正七位（以上三月三十日）　從七位　田中節三郎
從七位　三吉米熊

陞叙高等官五等　農商務技師從五位　青山元
陞叙高等官六等　蠶業講習所技師從七位　松永伍作
蠶業講習所技師兼農商務技師從七位　木多岩次郎
陞叙高等官六等（以上四月九日）
七級俸下賜（三月六日農商務省）　農事試驗場技師　船津傳次平
非職ヲ命ス（三月三日同）　農事試驗場技師　山形縣技師　芝山直清
年俸百圓下賜（三月八日內務省）　長野縣小諸蠶業學校長兼長野縣小諸蠶業學校教諭　三吉米熊
年俸八百圓下賜（三月十一日長野縣）
四級俸下賜（三月九日農商務省）　農商務技師　渡部朔

●叙任及辭令

叙從七位（三月二十四日）
叙從六位　從七位　紫藤章
叙正七位　從七位　今西直次郎
叙正七位　從七位　高橋信貞
叙正七位　從七位　田原休之丞
叙正七位　從七位　淵中文助
叙正七位（以上三月三十日）　從七位　田中節三郎
從七位　三吉米熊
任長野縣小諸蠶業學校長兼長野縣小諸蠶業學校教諭（三月九日）

●特別廣告

●會員諸件　左の諸氏は三月より四月に渉りて入會せられたり

○通常會員

東京　佐藤甲子次郎　東京　杉本增太郎　東京　伊藤太郎
同　加藤菊次郎　同　田倉直吉　同　古谷太助　同　土方隼人
同　佐藤吉太郎　同　土方篠三郎　同　日野義順　同　神奈川縣下山順一郎
同　大澤勘助　同　小宮彌一郎　同　阿川忠次郎　同　石川文藏
同　清水幾藏　同　高橋源十郎　同　佐藤信民　同　中村三藏
同　增田紋之助　同　平豐太郎　同　永田岩次郎　同　大島正英
同　清水三八次郎　同　濱田太藏　同　二宮幸次郎　同　虎間龜三郎
同　山口平太夫　同　新潟縣松澤周作

新潟　伊藤鐵五郎
同　瀧澤國次郎
同　弘宜喜一郎
同　稲村廣吉
埼玉　岩崎勝五郎
同　奈良麹谷伊三郎
同　鈴木萬七
同　秋津越治
同　新井源一郎
群馬　富澤嘉市
同　立花藷
同　矢島五左衛門
同　根岸兜平
千葉　近藤原太郎
同　深山秋三
同　鳥野吉之助
同　瀧澤傳治
栃木　戸恒彦平
同　山崎銈次郎
同　澤留元藏
同　茂木正作
同　田原益
同　塩澤八重藏
同　大橋彌右衛門
同　渡邊林吉

栃木　小川庄衛
同　植村素平
同　手塚新一郎
同　渡邊善三郎
同　麹谷伊三郎
同　岩崎清太郎
同　秋津悦造
同　新井悦造
同　木津悦造
同　花木關三郎
同　田邊清太郎
同　河野半七
同　野田儀一
同　野呂瀨涉
同　青柳直道
同　竹居定太郎
同　坂本守彦
同　渡邊豐松
同　大石嘉作
同　蕨坂六郎兵衛
同　佐藤幾之助
同　野田兵五郎
同　八城寅七
同　佐々木伴四郎
同　菅野重次郎
同　秋葉泰藏
同　佐藤直七
同　佐藤長藏

關西鐵機製造株式會社

静岡　高木賢三
同　梨田中源八郎
同　野澤齡
同　中村重光
同　三井定敏
同　深澤平重
同　河野半七
同　野田儀一
同　野呂瀨涉
同　青柳直道
同　竹居定太郎
同　中澤藤右衛門
同　窪田克己
同　勸業製絲場
同　鷹取稜藏
同　阜後藏
同　吉次郎
同　平栗祐太郎
同　青梅原宅石衞門
同　山形土田桑次郎
同　松田一夫
同　精一
同　岩間大宮辰四郎
同　森岩手
同　丹内周助
同　蓬田吉太郎
同　渡邊鹿多
同　大石嘉作
同　坂本守彦
同　竹居定太郎
同　佐藤七之助
同　森村孝之助
同　高橋玄七
同　中野清太郎
同　土田桑次郎
同　見玉孫藏
同　吉澤藤作
同　山本長市
同　大石桑太郎
同　佐藤伊平
同　溜戸鍵次郎
同　林初太郎
同　宮城永谷儀之助
同　宍戸久米次郎
同　福島八卷忠五郎
同　福島佐藤直七
同　秋葉泰藏
同　菅野重次郎
同　佐々木伴四郎
同　八城寅七
同　野田兵五郎
同　佐藤幾之助
同　蕨坂六郎兵衛
同　大石嘉作
同　坂本守彦
同　渡邊豐松
同　渡邊鹿多
同　蓬田吉太郎
同　丹内周助
同　大宮辰四郎
同　岩間精一
同　森岩手
同　高橋玄七
同　佐藤七之助
同　森村孝之助
同　蕨谷小四郎

山形　蕨谷喜三郎
秋田　谷田部七五郎
福井　原宗太郎
富山　中村藤佐
鳥取　周山豐次郎
同　島根竹内巖
同　門脇永太郎
同　口奥村龜吉
同　柴田秘
同　豐田武之助
愛媛　高知井上正茂
福岡　深田恒雄
熊本　宮崎山下好正
熊本　岩崎志一
鹿兒島　山田德次
同　隈元哲哉
計　百四十六名

右の内にて佐藤(甲子夫郎)氏以下二氏は石川國太郎氏。大澤氏は北島桂八氏。清水(幾藏)氏以下十九氏は平愚次郎氏。下山、鷹取、渡邊(善三郎)の三氏は荒瀨格太郎氏。野村、秋津の二氏は境野清治氏。石川、中村(三藏)の二氏は高橋元助氏。大島氏は大島正義氏。塩問、伊藤(藏五郎)、瀧澤(國次郎)、弘宜、岩崎(勝五郎)、鈴木(萬七)、富澤、立花、深山、島野、茂木、田原、飽谷、林、野澤、後藤、兒玉、永谷、坂本、森村、以下三氏、周山、門脇、豐田、以下六氏、山田の三、三氏は二宮鶴松氏執れも紹介せられ松澤、稲村、田端、關西鐵機製造株式會社、三井名古屋製絲所、平栗、百瀨、吉澤、大宮、小原、竹内の十一氏は各自に申込まれ。新井氏は脇田重太郎氏。矢島氏は須賀源次郎氏。根岸氏は佐藤長太郎氏。近藤氏は生方五郎氏。瀧澤(傳治)氏は櫻井佐十郎氏。戸恒、山崎の二氏は關根金次郎氏。澤留氏は澤田懇一郎氏。鹽澤氏以下三氏は大橋代藏氏。植村、手塚の二氏は由井鈴次郎。木津氏は佐々木千藏氏。花木氏は稲葉登名藏氏。內山、以下四氏、佐々木、以下五氏及渡邊(豐松)、以下三氏の十五氏は內藤文次郎氏。梅原氏は陳鎮元太郎氏。宍戸、以下四氏、佐々木、以下五氏及渡邊(豐松)、以下三氏の十五氏は內藤文次郎氏。梅原氏は陳鎮元太郎氏。宍戸、以下四氏は山形支會。中村(藤佐)氏は蓬田良氏。奥村、柴田の二氏は大谷彦一郎氏、岡本氏は清川盛二氏。隈元氏は池田猪之助氏執も紹介せられたり

●三十年度收支決算

昨三十年一月より十二月に至る一ヶ年間本會會計收支決算は左の如し

收入總高

一金參千八百五拾四圓九拾五錢參厘

內譯

金參千九拾圓九拾六錢　會費金
金六圓　寄附金
金拾五圓　特別會員一時納金
金九拾壹圓四拾貳錢八厘　廣告料
金貳拾七圓參拾壹錢五厘　預金利子
金參拾九圓參拾八錢五厘　雜收入
金五百八拾四圓八拾六錢五厘

支出總高

一金參千八百五拾四圓九拾五錢參厘

內譯

金千貳百九拾五圓六拾九錢　印刷費
金四百拾七圓五拾參錢參厘　俸給及報酬手當
金參百拾壹圓九拾七錢五厘　郵便電信料
金五拾壹圓九拾七錢　什器費
前年度より繰越金

金九拾八圓五拾七錢
金四拾貳拾六錢貳厘
金百九拾七圓貳拾壹錢五厘
金百拾壹圓參拾四錢參厘
金貳拾壹圓七拾貳錢
金七圓八拾貳錢
金七拾九圓四拾壹錢參厘

借家及借地料
需用品費
集會費
支會分配金
圖書及新聞通信料
運搬費
雜費

金貳拾八圓八拾壹錢
金百七拾六圓八拾貳錢
金七拾八圓參錢
金六圓貳拾四錢
金貳拾壹圓參拾錢
金九百八圓參拾四錢貳厘

修繕費
旅費
品評會補助費
唐會料
現員人料
金

右之通候也

大日本蠶絲會

●第三回品評會收支決算

一金五百五拾四圓五拾九錢

內譯

金四百四拾圓六錢
金參拾五圓
金壹圓五拾錢
金七拾八圓參錢
一金五百五拾四圓五拾九錢

出品物携帶代
寄附金
雜收入
本會より補助金
支出總高

昨三十年十二月開設第三回品評會收支決算は左の如し

收入總高

金參拾九圓七拾參錢
金四圓拾貳錢
金拾四圓拾錢
金五拾壹圓拾九錢
金九拾貳圓四拾錢
金九拾五圓拾九錢
金拾四圓八拾參錢
金九圓八拾錢
金拾七圓參拾九錢

雇人料
需用品費
會場借用料
雜費
接待費
防腐費
印刷費
消耗品代
運搬費
未收入金

金五圓
金壹圓
金壹圓
金壹圓
金壹圓

金五拾六圓五拾錢
金四拾貳圓
金參拾圓七拾九錢
金八拾壹圓拾五錢

內譯

賞品代
賃貸料
用紙代
郵便電信料
審査委員等報酬

右之通候也

大日本蠶絲會

●寄附金受領廣告

一金五圓　特別會員　岡山縣
一金參圓　特別會員　埼玉縣　安藤君
一金壹圓　通常會員　千葉縣　浦東君
一金壹圓　通常會員　岡部君　太郎君
一金壹圓　特別會員　宮城縣　吉子君
一金壹圓　通常會員　山形縣　大日本蠶絲會　津田吉之助君　荷人君　三條君

右本會第七回大集會費として寄附せられたり

保護の途を設くるが如き其奬勵保護に於て勉むる所少からず或は民間の紳士にして桑種公社を設立する者あるが如き皆以て斯業の發達改良に意を用ふるの厚きを證するに足る又上海海關稅務司は光緒二十三年三月其華洋貿易情形論略の中に蠶絲の情況を敍し大に警醒して曰く

歷來の情形を細觀せば利源は蠶絲各國及日本の爲に將に漸く侵奪せられんとす竊に思ふ蠶絲業は中華重要の產業にして國課の關する所亦大なり未だ侵奪せられざるの前に乘じ宜く速に意を加へ官民力を併せて整頓し釐金の量を減ずべし云々

と以て彼等官民が斯業に對する觀念の如何を徵知するに足るべきなり

若し夫れ清國にして一朝其眠を覺まし文明の智識を採用して蠶種飼育の改良を成就し低廉なる賃銀を利用して生產力を開發擴張し而して洋式器械製絲を多產するに至らんか今や僅に政府の保護奬勵に據りて其命脈を維持するの佛絲若くは最早改良發達の餘地に乏き伊絲は到底其好敵手たる能はざるは勿論現時に於て業に已に幾分か劣敗の憂を免れざる本邦蠶絲の前途亦甚だ憂慮に堪へざるものあるなり本邦當業者たるもの今にして大に省みる所なく之に對する計畫籌策に於て缺漏する所あらんか如何に重大なる影響を受け如何に痛切なる打擊を蒙むるや未だ豫め測り知るべからざるものあらん豈深く思ふて戒めざるべけんや

果して然りとせば我は當に如何の計策を以て之に對すべき乎之れ決して輕々に論斷すべきの問題にあらず須らく先づ詳に彼地蠶絲の狀態を査覈研究し且つ深く經濟上其他諸般の事情に鑑みる所あるを要するや論なしと雖も今回の視察によりて得たる情況に基き試に卑見の一二を陳べんに

(一)　清國蠶種中品質の佳良なるものを撰擇して之が輸入を計ること

清國蠶種を輸入して本邦蠶種改良の資に供し或は之が增殖を計るは最も有效にして且つ容易の業なり然りと雖も之を實施するに就ては必ず先づ二箇の功程を經るを要す否らざれば却て或は其弊に堪へざ

るものを生ずるの患あらん二箇の功程とは何ぞや

第一　本邦の風土氣候に適應し且つ品質の最も佳良なるものを精査撰定するを要し

第二　清國蠶種は一般に多くの病毒に侵染されあるを以て之が豫防に關し十分の用意を加ふるを要すること是れなり

豫て各種の蠶種を取り寄せ試育驗性の後其佳良なりと認めたるものを輸入するは一法なりと雖も之を清國蠶業の狀態に顧るときは甚だ危險の業たるを免れず何となれば清國には本邦の如く專門の蠶種製造者なく皆普通養蠶家の自製に係るものを買集せるものか若くは其生繭を買集して製造するものゝみにして其製造法亦率ね拙劣粗雜なるを以て善く吾が目的に適合せる善良の蠶種を多數に需用せんことは到底望み難きのみならず却て或は病毒蔓延の媒介をなすの恐なき能はざればなり故に本邦當業者の斯業に熟達せる者を派遣し良好の結果を得たる成繭を選びて自ら之を製造せしむるか若くは適當の地を選びて養蠶所を設立し前顯の試驗並に蠶種製造の事務を執行せしめ以て品質の佳良なる種類を選定し以て無毒なる蠶種を製造せしめ此れを本邦に移して國内當業者の需用に應ぜしむるの用意あるを要す然るも尚ほ國内當業者の需用を滿足せしむるに足らず直接之が輸入を計る者あらんか必ずや其病毒に對する相當の取締法又は檢査規定を設けて之を勵行することを要す

（二）清國產繭絲を利用して利益を收得すること

近時清國蠶繭の輸入を圖るもの漸く增加するの狀況あり是即ち彼國蠶繭を利用し製絲の工程を加へて其利益を收得するの一法たり然れども清國蠶繭輸入の事たるや主として其時に於ける經濟上の事情に據りて決定せざるべからざるものなるのみならず下章に於て細論せる如く之を近時に於ける彼我の狀勢に鑑みるときは彼地蠶繭供給の未だ甚だ潤澤ならざること之が購買運搬には夥多の經費と勞なからざる諸稅金とを要すること近年上海其他養蠶地方に於て器械製絲場の勃興せること及本邦に於ける物

價勞賃の騰貴等一として之が輸入に困難を加ふるの事情たらざるはなく到底恃みて以て兎るべきの計にあらず

今假に蠶繭輸入のことは必ず幾分の利益を期すべきものとし第一項の事亦豫期の好結果を奏し得べしとするも尚未だ以て百年の長計となすに足らず何となれば本邦蠶絲は將來如何に良く增殖し發達せらるゝも其生產の力に於て定限あり其改良の效に於て亦程度なくんはあらず且將來國運の進暢民人生活程度の昂進及諸工業の發達等が養蠶製絲業に及ぼす影響は蓋輕易にして止まらざるべく而して之が爲に生ずる生產費用の增嵩は即ち直接に外絲に對する我競爭力の減殺とならざるべからず之に反し今や將に漸く盛んならんとする清國蠶絲は其品質我より優れるもの少なからず其產額は已に全世界に於て相匹敵するものなく加るに增殖の餘地亦最も廣く生產費用の低廉なることに至りては他に之が比類を見る能はざるものあり其彼我蠶絲今後の優劣勝敗は必しも智者を俟て後知らざるなりされば本邦蠶絲の前途は未だ先進伊佛諸國の佳境に達せずして早く已に其困難の事情を襲踏するに至るは必然の理勢たらざるを得ず

斯の如く觀察し來るときは本邦當業者たるものゝ採るべきの途は只一あるのみ曰く獨り邦内に於てのみ躊躇することなく大に進んで彼國繭絲を利用して以て永く其利權を我に收むるに在り詳言せば本邦蠶絲は將來如何に良く改良せられ發達せらるゝも永く彼と相對比して優勝の地歩を占めんことは到底望むべからざるに似たり故に内に在りて益々之が改良進歩を計ると與に一面に於て彼國内地に渡航し大に養蠶の改良製絲の發達を企圖し之に伴ふて生ずる所の利益と權利とを我に掌握せんことを勉むることを要す我れ若し之を爲さずんば異邦人之を爲さん然らずんば彼れ自ら之を成さん今日に在りては最早頑迷を恃み若くは彼が進歩の遲緩ならんことを望みて苟且偷安せんとするが如き姑息の計に居るべきの秋にあらざるなり

絲生　清國に於て蠶絲の産出する地方は江蘇、浙江、廣東、福建、山東、安徽、湖北、河南、四川、貴州、直隸及盛京の各省にして就中多産の地方は江蘇、浙江及廣東の三省なりとす然れども清國は既に世人の悉知せるが如く凡ての事物に於て諸統計其他觀察調査の材料となすべき精確なるもの一も備はらざるを以て蠶絲産額の知るも亦詳細に之を知るに由なしと雖も今江蘇、浙江兩省其他の地方より上海を經て輸出する蠶絲の數量を掲記すれば左の如し

蠶絲上海港より輸出額

年次	坦數	年次	坦數
明治廿九年	七萬二千五百〇〇坦	明治廿三年	七萬〇四百〇〇坦
同　廿八年	七萬九千五百〇〇坦	同　廿二年	七萬四千二百〇〇坦
同　廿七年	七萬八千七百八十七坦	同　廿一年	五萬八千三百〇〇坦
同　廿六年	七萬五千九百〇〇坦	同　二十年	五萬九千一百〇〇坦
同　廿五年	七萬六千九百〇〇坦	同　十九年	六萬五千九百〇〇坦
同　廿四年	七萬一千五百〇〇坦	同　十八年	五萬七千二百〇〇坦

右は既往十二ヶ年間に於ける上海港輸出蠶絲の總額にして此中には精組細大數種の生絲を混じあるべしと雖も今之を類別するに由なし且其所謂一坦と稱するものゝ中には八十斤を以てするものと百斤を以てするものとの二種あるが故に其實際の數量に於ても亦之を明細に知ること能はざるなり然れども江蘇、浙江兩省に於て從來の習慣に依り養蠶家各自の製造する生絲にあ[illegible]ては大概八十斤を以て一坦となし百斤を以て一坦となすものゝ如きは粗雜なる太絲に於てのみ僅に之を見るに過ぎず而して上海其他の西洋式器械製生絲は悉く百斤一坦の法を用ふるが故に前表坦數の内大約其三分の一は百斤一坦三分の二は八十斤一坦のものなりと概定して大誤なかるべし右の概算に依り之を我九貫目一個に改算す